

平成18年第4回由利本荘市議会定例会(12月)会議録

平成18年12月7日(木曜日)

議事日程第2号

平成18年12月7日(木曜日)午前10時開議

第1. 陳情の取り下げについて

第2. 追加提出議案の説明

議案第207号から議案第209号まで

3件

第3. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

| | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|
| 発言者 | 20番 | 佐藤 | 勇 | 議員 |
| | 4番 | 小杉 | 良一 | 議員 |
| | 10番 | 長沼 | 久利 | 議員 |
| | 9番 | 佐々木 | 慶治 | 議員 |
| | 11番 | 大関 | 嘉一 | 議員 |

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員(30人)

| | | | | | |
|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 今野英元 | 2番 | 今野晃治 | 3番 | 佐々木勝二 |
| 4番 | 小杉良一 | 5番 | 田中昭子 | 6番 | 佐藤竹夫 |
| 7番 | 高橋和子 | 8番 | 渡部功 | 9番 | 佐々木慶治 |
| 10番 | 長沼久利 | 11番 | 大関嘉一 | 12番 | 本間明 |
| 13番 | 石川久 | 14番 | 高橋信雄 | 15番 | 村上文男 |
| 16番 | 佐藤賢一 | 17番 | 伊藤順男 | 18番 | 鈴木和夫 |
| 19番 | 齋藤作圓 | 20番 | 佐藤勇 | 21番 | 佐藤讓司 |
| 22番 | 小松義嗣 | 23番 | 佐藤俊和 | 24番 | 加藤鉦一 |
| 25番 | 土田与七郎 | 26番 | 村上亨 | 27番 | 三浦秀雄 |
| 28番 | 齋藤栄一 | 29番 | 佐藤實 | 30番 | 井島市太郎 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 柳田弘助 | 役 | 鷹照賢隆 |
| 助役 | 村上隆司 | 教育長 | 佐々田亨三 |
| 企業管理者 | 佐々木秀綱 | 建設部理事 | 佐々木孝一 |
| 総務部長 | 佐々木永吉 | 企画調整部長 | 渡部聖一 |
| 市民環境部長 | 松山祖隆 | 福祉保健部長 | 豊島一郎 |
| 農林水産部長 | 小松秀穂 | 商工観光部長 | 藤原秀一 |

| | | | |
|----------------|------|---------------------|------|
| 建設部長 | 猿田正好 | 教育次長 | 中村晴二 |
| 消防長 | 福岡憲一 | 総務部次長 兼総務課長兼職員課長 | 中嶋豪 |
| 総務部次長 兼財政課長 | 小松浩 | 企画調整課長 | 大庭司 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 熊谷正 | 次長 | 石川隆夫 |
| 書記 | 鎌田直人 | 書記 | 遠藤正人 |
| 書記 | 阿部徹 | | |

午前 9時59分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。この度、陳情の取り下げの願い出及び追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、陳情の取り下げについてを議題といたします。陳情第23号由利本荘市区長設置に関わる条例改定を求める陳情については、陳情者より取り下げの願い出があります。願い出のとおりこれを承認することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第23号の取り下げについては、これを承認することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第2、追加提出議案の説明を行います。

この際、議案第207号から209号までの3件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 追加提出議案の説明に先立ちまして、先日撤回させていただきました議案第193号のその後の経過についてご報告申し上げます。

現在、事前着工に至った経緯について現場管理コンサルタント、共同企業体、担当部局において調査いたしております。今後このことに関し、議員各位のご理解をお願いし、市民にご迷惑のかからないような方法がないか検討し、会期中には議会にご相談申し上げたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提出議案の内容についてご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました案件は、3件であります。

初めに、議案第207号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは休養宿泊施設鳥海荘の指定管理者について、識見を有する外部委員を含む指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者として、あかつき観光サービス株式会社を指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第208号スクールバスと自動二輪車の衝突事故に係る示談についてであります。これは平成14年6月に旧鳥海町において発生したスクールバスと自動二輪車の衝突事故について、損害賠償額を374万3,409円と確認し、示談するに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算であります。

議案第209号由利本荘市一般会計補正予算（第7号）についてであります。これは議案第208号に関連して補正するものであり、10款教育費に損害賠償額の総額から自動車損害賠償責任保険等が相手方に支払いした金額を除いた額133万円を措置しようとするものであります。

この財源といたしましては、全額、諸収入として全国自治協会自動車損害共済からの災害共済保険金を充てるもので、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ527億8,878万2,000円にしようとするものであります。

以上が追加提出しました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

なお、本日追加提出されました議案第207号から議案第209号までの3件に対する質疑の通告は、本日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

議長（井島市太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

20番佐藤勇君の発言を許します。20番佐藤勇君。

【20番（佐藤勇君）登壇】

20番（佐藤勇君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に皆さん、おはようございます。

大きい部分については3つ、それからそのほか小さい項目がございます。

まず初めに大きい1、市長の政治姿勢についてをお伺いいたします。

（1）番、行財政に対する市長の考え方についてお伺いいたします。

一例ではございますが、保育料の減免から子育て世帯向け住宅の建設まで、独自の少子高齢化対策に重点を置く自治体がふえております。本市もその一角にあると思っております。

長野県下条村は、若い夫婦向け村営住宅を柱とする人口増政策が実を結んだ所であり、若者の定住促進住宅3階建て12戸が基本で、毎年1戸、1棟が1億円でございます。普通会計が27億円の村であります。現在9棟目で来年10棟目が完成、入居率は常に

3倍を超え、周辺の市町村から移り住んでいるという状況でございます。住民投票74%が合併をしない、自立を宣言した村でもあります。今後、地方交付税が40%削減されても十分やっていけるとして、向こう20年間の財政シミュレーションを全国に公表しております。人口はふえており、特殊出生率は全国平均を大きく上回っております。何十億円の事業をやって住みよくしようとする政治と少額でもささやかな事業ながら若者が夢を持って生きられる町村も中にはございます。全国にはそういうふうな市町村もある中で、本市は巨大プロジェクトがメジロ押しであります。由利本荘市の滞納税額も7億円を超え、本市10年の財政計画から通算の地方債残高が18年度見込みで765億円、そして投資的経費も合併年の10年後ですからもう六、七年後は現在の78%程度で2割強のマイナスになります。1年ごとの年間の借金返済額・公債費負担は現在83億円前後、それも88億円とふえております。合併して向こう10年、もう六、七年後も年間85億円以上の年賦償還をしていかなければなりません。地方債残高は800億円以上となっております。多分予想では1,000億円を超えるのではないかなと、これは個人の推測でございます。基金は約10分の1の97億円、地方交付税の合併算定替えが終えた時点から向こうの財政シミュレーションを組まなければ本当の我が市の姿が見えないのであります。

計画では、合併年から10年の歳入の見込み状況は、地方交付税分はほとんど同じ額に計算して計画を組んでおります。合併特例法による合併算定替えの現状維持分も算定替え終了前後から段階的にかなりのペースダウンになるのは必至でございます。計画では、辛うじて人件費の抑制をすることで、やっとで抑えているといった感じであり、現在の人件費約100億円、それを下回る58億円くらいの4割強の人件費削減、額にして約40億円強でございます。その削減される分が、その給料がこの圏域、市場に出回らないお金になるわけでございます。これほどの施設整備を拡充して七、八年後、合併してから10年という分岐点でございますが、どうなるのでしょうか。現在も小破修理5万円、10万円、あるいは30万円程度の備品さえ簡単に買うことができないのが現状であります。この現状をどう理解しておられるのか。現在は、経常収支比率は普通会計での指標であります。特別会計も総合、合算するよう論議されております。今後はそれも含めたあらし方をするという方向のようでもありますので、現在よりはさらに緊張した台所事情になるものと思われま。

地方税の滞納税額のうち地方自治体が回収不能とした不能欠損額が16年度だけで2,261億円、16年までの5年間で26%の増加となっております。16年度までの累計は地方税収の全体の0.6%に当たる1兆2,540億円、特に市町村税の回収不能がふえております。国の借金も827兆円過去最大となりました。赤ん坊で計算すると、赤ん坊生まれてすぐ510万円の借金を背負うこととなります。年々減少し続ける地方交付税、三位一体改革で税源移譲でふえる税収はいかほどになるのか、実際に必要な権限や財源は移譲されずに補助金や交付税を削減されているのが現状でございます。六、七年後の合併算定替え終了前後からの地方交付税の算定が気になるところであります。地方債で事業を起こし、借金して、面倒なものは指定管理者制度に乗っかり、人員削減、本体だけはスリムになっても行政としてのサービス低下は免れなく、市民の暮らしは潤いのあるものとは決して言えない気がするのであります。

先ごろ、集落農場組合の設立者と市長の語る会がございました。本当に農家の苦渋を

受けとめてくれたでしょうか。根がお優しいお人柄のせいでもありましょう、非常に楽観的な対応でありましたので、とても不安になったと言う方がおられました。農家は、土地改良・基盤整備を完成、あるいは継続している場所もあると思いますが、決して今の農業確立というマスコミの報道のようにはいかないのです。これからが正念場なのです。水田だけにしても頭から3割減反、3分の1は最初から収入がないのであります。収入のない3分の1にも基盤整備の償還金がいや応なく賦課されます。米の値段は年ごとに低下、ピーク時の半額でございます。先祖伝来の田畑を守り、自由に自分で切り盛りできる農業人としてのすばらしさ、よさを自己の思いを捨て、あえて集団化を選択し大型化への対応のため機械装置も余儀なく、また負債を抱えなければならない基盤整備の償還と二重になるわけでございます。今よりも一層大変になります。いつ軌道に乗るのかも見当が付きません。大型化によってMRC（ミニライスセンター）、あるいはカントリー建設のために市への支援要請があるかもしれません。このように追いつめられた農家の気持ちが少しでも届いたのか不安でございました。

以上の市民感情を受けとめられて、市長は本市の行政・財政政策をどのように受けとめているのか見解をお伺いいたします。

次に（2）番、庁舎方式についてでございますが、現在は総合支所方式の行政運営であります。合併時の議会や住民との約束事といたしましても、全体のためとしての観点から、むだなことならば体力のあるうちに改革するべきだと県知事が明言しております。分庁舎方式や総合支所方式など役所機能を旧市町村役場に分散させる方式のやり方は、行政改革効率を悪くすると言われます。時代とともに人間の生活圏・行動半径圏域が広くなり、それに合わせた行政システムを構築・確立が大義名分で、大同合併を行った経緯からどのようなお考えでおられるのか市長の見解をお伺いいたします。

次に（3）番、支所長の決裁権についてでございますが、支所長は市の組織の中では部長待遇ということでございます。市長が日ごろ行使している事務権限裁量権はどういうものなのか。本庁よりは距離的にも遠くにありますので、今後も変わらず外に目を向けてくださるよう再確認の意味合いも含めております。支所長に関しては職員でございますので、市長の決裁権であり、深くは入れないと思いますが範囲内でのご所見をお伺いいたします。

次に（4）番、区長が権限を十分発揮できる体制になっているのか。

私は、区長制の任期云々について言及するものではございませんが、合併して1年8カ月、おおむね2年になろうとしておりますが、この条例は暫定129議員の議会の承認を得ての条例設置でもあります。区長に選任された方は、これまでの実績や経験、地域自治区内の事情を十分に把握し、また、優れた見識を有する者の中から市長がお選びになった方を議会が承認したものであります。

由利本荘市区長設置条例は、まず権限といたしまして、第2条、「区長は地域自治区を代表し、その区域の均衡ある発展に資するため、市長に助言、又は意見具申する。」と非常に重要な役割を担わせております。

第2項、「区長は、担当する地域自治区の事務に関し、地域自治区間で調整する必要が生じたときは、関係地域自治区と協議を行う。」

また、任命は、その要件といたしましては、「区長は、担当する地域自治区内の事情

を十分に把握し、又は優れた見識を有する者のうちから市長が任命する。」任命された方でございます。

任期としましては、第4条、「区長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。」

第2項、「区長の設置期間は、5年以内とする。」と定められております。

服務は、常勤の特別職、以下続くわけでございますが、「区長は、担当する自治区にかかわる重要案件に合議する。」このようにずっとあるわけですが、区長制に關しての任期をどうこう言われている方もございますが、このように取りざたされるという背景には、条例で定めた区長の権限が十分行使できる環境にあるのか、すべてが一極集中であり、自治区の合議制、あるいは諮問機能等どうなのか、設置目的にかなって重用しておればおのずと区長制に対する住民の満足度もさらに大きなものとなるでありましょう。合併前同様、十分認識されるでありましょう。選任者の市長はどのように世論の声を受けとめておられるのか、声にはいろいろあろうかと思いますが、設置者である市長のご所見をお伺い申し上げます。

次に(5)番、NPOについて。

本市総合発展計画の中で、住民と行政の協働によるまちづくりの推進のため、施策として、1つ、地域協議会の設置、2つ、住民自治組織への業務委託、3つ、まちづくり活動組織への支援の3つを掲げております。その説明として、市民と行政の適切な役割分担による協働のまちづくりを実現するために地域振興基金の活用にも配慮しながら、住民自治組織やボランティア、NPO等のまちづくり活動の支援をするとともに、地域の状況を踏まえて地域における課題は地域で解決できるように一定の行政事務については住民自治組織への段階的委託を進めていく。また、まちづくりの人材育成、組織づくり、助成金等の支援を制度化するなど、住民と行政が協働でまちづくりを実践する体制の確立を図る。その項目といたしまして、ボランティア、NPO等の育成支援、住民のまちづくりをサポートする組織機構の構築やボランティア、NPO等の人材育成、活動支援、情報提供等を行い、住民の自主活動の運営基盤を強化する云々でございます。ここで申し上げますのは、NPOとは、もちろん民間非営利活動法人でございます。

また、17年12月の加藤議員の一般質問にも「アウトソーシングの可能性のあるものについては、コミュニティ組織やNPO等への民間委託の方向性を検討していく」と答弁をしております。まさに新しい合併自治体として先進的な取り組みと言って評価されております。さらに、このことに関して18年3月議会で齋藤栄一議員が詳しく質問し、市長の意気込みを問いただしております。

これらの実証から、市長のNPOへの理解度は推して知るところでございますが、NPOのとりあえずできることといたしまして、これまでのノウハウを積み重ね、苦勞の末に各旧市・町が独自に特色あるまちのホームページを立ち上げました。このことは画期的な地域発信、情報発信の最大の架け橋でありました。このかけがえのないホームページがなくなるまでに、その訪問者が実に1つの町だけでおよそ35万人、その計算でいきますと、推測で1市7町で約300万人の訪問者があったと推定されます。現在1年と8カ月になりますが、新市由利本荘市への訪問者は、きょう現在で多分29万人くらいだと思います。旧町からなくなったことを残念に思い、行政面はいいとしましても、歴

史、あるいは文化的コンテンツをNPO法人矢島フォーラムに継承させていただけないか、休んでいる建物があったら貸していただけないか等の要望を9月に提出したが、11月末、いまだ解答がないと言われました。市長が胸を張ってNPOやボランティアの支援活動の育成やサポートを積極的に支援していくとおっしゃっておりますが、具体的にはどのようなことなのでありましょうか。

参考までに、各旧市・町において、いち早く情報システムに取り組んだIT関係者職員はいまどうしているのでしょうか。蓄積されたノウハウを引き続き行政に役立てているのでしょうか。役立たせる機会があるのでしょうか。昼夜なく奔走しIT研修を積んだ、情報の先端をリードした各旧市・町のリーダーたちは今どこに。市民に説明もないままに、なぜ簡単にもホームページを閉じたのか理解できません。由利本荘市のホームページ管理事業費はわずか47万円ちょっとでございます。これこそはノウハウのある職員が自前のできる一つではないかとも個人的には思います。いまや個人でも簡単にホームページを開設している時代であります。それが80人、あるいは100人以上いる行政事務所にホームページ一つがない事務所、今そんなところがあるのでしょうか。本庁から離れた総合支所職員も張り合いを持って自分たちを発信できるようにすることが職員の士気を高めることにもつながると思います。昨年完成、管理費等で約9億5,000万円もかけたイントラネットの効用・効果も市民には見えておりません。これまでの各旧市・町のホームページを、評価や感覚でどうごらんになっておったのかお伺いいたしたいと思えます。

次に、大きい2番、ケーブルテレビ事業全般についてお伺いをいたします。

(1) 事業振興の基本的な考え方についてお伺いいたします。

秋田県一広い圏域の一体感醸成のために高額な予算でケーブルテレビ網を全域に敷こうとしてスタートしました。このすばらしいアイデアを大々的に徹底したPR宣伝啓蒙活動をしなければ加入率を上げることには結びつかないと思えます。

加入促進の方法にはいろいろ考えられると思えます。担当はしかりでございますが、総合支所挙げての昼夜にわたる加入促進・事業説明に苦労しているところと察します。ただ、夜の6時、7時に集落の方を集めて難しい説明を何回するよりも、大内の本元にツアーでもいい、あるいはマイカーでもいい、実際の場所、あるいは民間に頼んで実際にこうなのだという実際のものを見てもらって、引き込みの工事料金は幾ら、加入料金は3万円だがサービスするにしても半年間のキャンペーンを実施、その間の加入金は半額、あるいは3割引きとか、あるいは3年以内の支払いにする方法もあるかと思えます。

今盛んに宣伝されている地上デジタル放送もケーブルテレビでは対応できるというような宣伝をする必要があると思えます。または、STBを買わなくとも、使わなくとも最低これだけは見れるといった説明をすることも大事であります。STBについてはリースにするとかいろいろあると思えます。基本料金は1,300円、その基本料金で見れるテレビは、このとおりこれとこれ、11チャンネルもありますよと、ほかにインターネットもテレビでこのようにして利用できますよ、実際の画面を操作して見せて、その工事費は、インターネットであれば1万5,000円、加入料金が5,000円、そして月2,700円の使い放題ということを宣伝しながら、2,700円で使い放題で使えるインターネットはございません。そのようなよさも宣伝する必要があると思えます。通常の使用では、

光ファイバーと何ら遜色ない、テレビとセット加入で最低月にこれだけしかかからない。また、多チャンネル、35チャンネルもセット料金2,700円で好きなものを好きなだけ見れますというような、そういうふうな宣伝をするべきではないかと思えます。インターネットとセット加入、これまではパソコンあるいは個人のパソコンルームでのインターネット使用ですが、テレビでも家族みんながお茶の間でインターネットを利用できるという大衆的な情報伝達の高さをアピールすることも大切なことではないかと思えます。抵抗なく加入促進に結びつくものと思えます。ケーブルテレビはお金がかかるという印象が強く、難視聴解消で安い基本料金で多くのチャンネルが見れるというイメージが薄いように感じます。旧大内町のと看にどうだったということではなく、旧大内町の場合には時代を見る先見性と地域の長年の懸案であったテレビ難視聴地帯解消への取り組みは、事業年度も早く、加入率97%以上という、いわば一自治体としての目的が達成でき得た一つの事業としての見方をするべきであろうと思えます。加入金については、その当時の自治体の何らかの部分を押縮しながら、一筋、これからは情報化社会であるとの首長の堅い信念に基づいたものであるであろうと思えます。ケーブルテレビ事業は、旧大内町の一独立自治体の事業であったと解釈するべきであり、例えそれを継承したからといって旧大内町がそうだったから今後もそうだとすることにはならないと解釈します。主体性を持った会社経営にするべきではないかと思えます。地域情報の一つの指標を示してくれた認識で考えるべきであり、別個の新しい事業体としての出発する事業ではないかと思えますが、事業振興の基本的な方策をお伺いいたします。

次に、経営、運営の見通しについてでございますが、総務省は電話線と光ファイバーを組み合わせた超高速インターネットサービスについて制度変更をすることにし、NTTは2011年までに光ファイバーを全国に敷設する目標にしており、またNTTの電話線と光ファイバー網をNTT以外の事業者にも解放して光ファイバー並みの高速通信を来年7月に広げる方針を決定しております。家庭付近までNTTの光ファイバーを使い、そこから通常の電話線を利用する既存の通信網利用のため、格安で光ファイバーより安い料金になるとしております。

市長は、「ケーブルテレビについて平成21年度までに市内全域に整備を目指す、運営コストの低減、技術革新の対応、手ごろな料金の実現、また将来的には公社化等を慎重に検討する」とこれまで答弁をされております。

10月1日より県内の5チャンネルすべてが地上デジタル放送、高画質・高音質・移動受信や双方向サービスになったわけでありましたが、65%の世帯で地上デジタルが視聴可能となったわけでございます。たまたま12月1日、全国の県庁所在地に地上デジタル放送が視聴可能となりまして、12月1日を「地上デジタル放送の日」と決めました。地上デジタル放送も気象予報も総合気象情報システム移動体向け情報提供、これは携帯用でもありますが、これまでのケーブルテレビとサービスが相重なる部分も出てまいります。平成23年7月24日までにはアナログ放送は終了し、それまでには県内世帯の97%を網羅するとしております。山間部の多い本県では全域に電波が届かないと言われます。良好でない受信不可能世帯が2万2,000世帯あると県では言っております。これをカバーしていくのが今回のケーブルテレビの使命であると思えます。受信不可能地帯を共同アンテナ受信後、ケーブルで各戸に運ぶ共同受信施設で対応してきましたが、このアナログ

では地上デジタルは受信できないのであります。ケーブルテレビでは受信可能であります。ケーブルテレビは数十チャンネルが受信可能で、高速インターネットの使用、地形等の影響を受けない、難視聴解消、アンテナ不要や維持修理の必要がないなどのメリットがございます。市長が公約の、全市ケーブルテレビ網を敷設、秋田県一広いエリアの情報格差を是正し、市民の一体感醸成のためぜひともやらなければならないというのがこれでございます。しかし、それほど大事な事業にしましてはあまりにも設定率が低い。私はケーブルテレビは、この山間の圏域において市民にとっても大変有効なものと思います。運営の採算最低ラインの35%目標というのは、あまりにも低い設定ではないのか。事業終了年度計画は21年度までと強調しておりますが、全地域情報網を受信・加入率せめて七十、八十%を事業終了後何年には達成するか、確かな見通しを設定しなければ事業を行う意義があいまいになるのではないかと思います。

電気通信業界の以上のようなせめぎあいの中で、民間と競合しながらもよりよいサービスや個人情報保護などセキュリティ問題も含め、全般にわたり網羅・消化して行かねばならない課題も数多く残りますし、需要がふえればそれにも対応していかなければなりません。今後の見通しについてお伺いいたします。

次に(3)ケーブルテレビの加入金についてお伺いいたします。

加入金につきましては、議会の初日で先決議案として上程されました。委員会審査可決、そして本会議においても委員長報告のとおり可決承認されたわけございまして、11月の質問書作成でもありまして、議案提出前の通告でありましたので、質問内容も大分変更して一応質問をさせていただきます。

CATVセンター条例の一部改正された条例の内容に関する質問になります。また、反対とか、こうするべきだという質問にもなりません。できた事件の単なる個人の事後検証という意味合いから質問ということでお許しをさせていただきたいと思います。

個人といっても市民を代表するわけですが、その言葉に変わりはありませんが。改正理由としましては、加入者負担の軽減を図るとともにケーブルテレビへの加入を促進、利用効果をより一層高めるため、一定期間、加入金の無料をということでございます。加入率が低いということは、一度加入申し込みをした上で少ないからであったのか、あるいは加入調査をしたところ加入者が少なかったからという判断であったのか、その結果なのか。

加入金の性質・内容についてですが、そもそも加入金とは一体何なのか、3万円の根拠は何なのか、きちんとした説明を聞いておりません。私だけかも知れませんが。もらってももらわなくても経営には支障がないお金なのか、加入調査もないまま一部の受益予定者からの要請があったからとして政策立案としては、あまりにも短兵急であったのではないのかという事後の検証でございます。この情報提供によって、将来はほぼ全域にめぐらせた場合は、行政情報伝達の負担軽減等も視野に入れて、そうしている大事な事業だという事情等も含め理解を求めていくのが行政のあり方ではなかったらうかなと、これも事後検証でございます。最良の方策でもって加入促進のための熟成期間、努力した後のどうしようもないときの策であったでしょうか。

私は、行政側が一部市民の受益予定者から加入金を無料にという要請があっても、いやこれはゆくゆくはみんなのものだ、我々のものだからと、ここは企業精神で、もしや

はねつけるかなと思ってもみました。これはやっぱり市の事業だから、もたもたしていると次の地域の事業が進まないということだそうでございます。事業申請が遅れると次に差し支えるということで、議会も大方承認するだろうということであつたのでしょうか。これも事後のことでございますので気にしないでいただきたいと思ひます。事業推進のため、加入金を無料にするというこの策は、非常に何か気になるところでございますが、当局は、加入率が低いと次の事業ができないということで……、時間も大分なつてきておりますので、口早に申し上げたいと思ひます。

その加入金、あるいは例えばそれをすることによって事業完了後、視聴料金の値上げ等など後々のおおいかぶさつた負担がなければ大変いいことでございますが、非常に不安な事業運営だなどと懸念されるのでありまして、あえて質問を申し上げたのでございます。条例改正は可決成立した後であります、市長の公約一大プロジェクトでありますケーブルテレビ、そしてその社長としての見解をお伺いするものでございます。

そして次に、(4)番、事業の見直しはないか。

財政が許せばすばらしい事業と思ひますが、あまりにも対価が大きいと市民の声がございます。事業を見直し、民間業者の幹線敷設の進捗をも含め、事業の効率、地上デジタル放送の民間サービスとの競合性等も、整合、徹底検証を行い精査する必要はないのかお伺いいたします。

5番、ケーブルテレビとYBネットの互換性についてでございますが、YBネットにつきましては、旧矢島町が平成11年2月に事業採択準備を進め、翌年運用開始、14年に地域情報交流基盤整備モデル事業交布決定を受け、15年4月に運用開始、総事業費3億3,000万円、そしてその費用の30%を国、後の30数%ずつを県と過疎債が賄っております。一般財源100万円の事業でございました。その3億3,000万円の中で光ケーブル工事費が2億4,000万円でございます。それを出だしに、以後旧鳥海町、旧由利町と拡張を進め、旧3町がただいま同じ恩恵を被っているところでございます。

その内訳としましては、加入初期費用として基本工事費4,500円、交換機等工事費が1,000円、回線終端未装置工事費が2万1,600円、契約料が800円、消費税が1,395円、合計3万1,500円の加入料金でございます。そして、月額利用料金としましては、月額利用料4,500円、屋内配線利用料が200円、回線終端未装置が利用料900円、プロバイダ接続料が1,500円、消費税が355円の6,510円が月々の額でございます。加入数によっては月の利用料金がだんだん安くなるシステムでもあります。1セット48加入、現在加入数が1,018加入、月額6,510円になっております。ただ、NTTに貸している光ファイバーの貸し賃が600万円ぐらい入っております。それと相殺すると6,500円の月額の利用料金もどうにかなるのではないかとと思ひております。

速さで例えますと、光ファイバーが約100メガ、飛行機の速さ、そして今やっている同軸ケーブルが約六、八メガぐらいで自動車の速さということでございますが、通常は何ら差し支えない使用でございます。使用頻度によっては、幾らか上がり下がりもあるということでもございます。

なお、自治体が敷設したものを、こうして貸しているというのは特異な形態でございますが、現在はセンターから光を受け、個人または共同受信アンテナで同軸ケーブルに乗せ替えて受信しております。地上デジタル放送を受信する場合でも設備の変更が1カ

所で済むという設計になっております。いま一番心配しているのは、光ファイバー網をこのままにしてケーブルテレビを新たに敷くのか、幹線は利用するのか、共同受信施設はどうするのか、そのまま使用できるのか、また、ケーブルテレビはインターネットとセット加入だからどうなるのかなど不透明な点がございませう。来年度事業計画の地域には、ケーブルテレビの情報がほとんどない。この後やると思いますが、目標設定は西目、由利、鳥海で5,600戸と計画目標を設定しております。ただ、現在進行している旧3町の取り扱いにつきましては、鳥海、由利ですが、矢島が抜けて旧3町になっておりますが、旧3町ということにはならないかもしれませんが、Y B ネットとの関連を明確にさせていただきたいと思ひます。

ただいま時間の制限がございまして、もう1つ大きい項目がありましたが、これは私の所管でもございませうので、ほかに何人か大分教育関係に質問の方がおるようございませうので、時間もありませんので、これは割愛させていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（井島市太郎君） 佐藤議員、答弁もいらぬということですね。

20番（佐藤勇君） はい。

議長（井島市太郎君） 了解しました。

当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、佐藤勇議員のご質問にお答えします。

初めに、市長の政治姿勢について（1）行財政に対する市長の考え方でございませうが、平成17年度本市の普通会計決算では、三位一体改革が実施される前と比較し、地方交付税の減少額が10億円以上に上るなど、一般財源の大幅な減少を受け、財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より0.8ポイント上昇し、95.6%になるなど大変厳しい状況であります。

また、平成13年度から制度化された臨時財政対策債や合併前後の市債借り入れ額の増嵩により、地方債残高は標準財政規模の2.7倍に当たる740億8,000万円ほどであり、市民1人当たりでは82万2,000円と、極めて厳しい財政状況にあると認識しているところであります。

地方交付税は、景気が回復傾向にある中で国税5税の増収見込み分は、法定率の特例減額により国家財政に還元すべきという案が根強く、出口ベースでの交付額増大は期待できない見通しであり、本市においても財源不足の状況が続くものと予測しています。

また、現在の交付額は合併特例加算や合併算定替えなどによって年間36億円ほど割り増しとなっていることをかんがみますと、特例期間の中で思い切った経費の削減を図っていく必要があると考えております。

こうした中、県内一広範な面積の本市にとって情報格差をなくすということで市民の一体感醸成を図るとともに、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、特に合併後10年の前期では、ケーブルテレビ施設整備事業、スポーツ施設整備事業、学校建設事業など大型プロジェクトをその目玉と位置づけ、総合発展計画に盛り込んでいくところであります。

財政計画では、議員ご指摘のとおり投資的経費が前期に集中し、逆に市債の償還費が

年々増大し、計画の後半には公債費が投資的経費に迫る状況となっております。

これは、現行の過疎対策事業が平成21年度で終了することや複数の学校建設が前期に重なっていることがその要因となっているものであります。

今後は、市税の一層の徴収努力に努めながら、使用料など受益者負担の適正化も検討するなど自主財源の確保を図るとともに、事業の見直しやローリング作業を実施し、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えています。

また、財政の悪化を食いとめるためには、早期に合併効果を見出すために「由利本荘市はひとつ」を旗印に、各地域で個々に実施しているそれぞれの事業についても統一などの見直しを視野に入れながら整理・効率化を図っていく必要があると考えているところであります。

今後、これらの事務改善に積極的に取り組むことにより、現行の住民サービス水準を維持していけるよう努めてまいり所存でありますので、議員各位を初め市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、(2)の庁舎方式についてであります。本市におきましては、合併による広範な地域でどこでもサービスに差がないようにするとともに、今までのサービスが容易にそのまま受けられるようにするとの目的で、合併時の協議により総合支所方式を採用してまいりました。

総合支所または出張所のあり方につきましては、今後、行政改革を進める中で本庁と支所・出張所での業務の分担などを含めて、住民サービスを低下させないという大前提を踏まえ、さまざまな角度から検討を加えてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、(3)の支所長の決裁権についてであります。

総合支所長の決裁権については、具体的には市事務決裁規程及び財務規則にその区分が明記されております。

事務決裁規程においては、本庁の部長等と同等の専決区分となっております。

また、財務規則においては、契約等の事務に関する部分につき若干の差異が見られますが、本庁の部長等とほぼ同等の専決区分が規定されて運用されております。

総合支所は、住民サービスの低下を招かないようにするとの目的で設置したものでありますので、日常的な事務については総合支所で完結するよう規定したものであります。

次に、(4)の区長の権限を十分発揮できる体制になっているかでございますが、区長の権限は、市町村合併による急激な変化に対応するため、その地域を熟知する区長が地域住民の意見を直接聴き、市長に助言、意見具申することであり、広大な面積を有する本市においてはそれぞれの地域を詳細に把握し、身近な特別職として住民の意思をくみ上げ、地域の発展にその声を生かすことが区の代表である区長の重要な責務であると考えております。

これまでも支所長から区長が助言を求められたときなどに、区長みずからが地域の諸問題を聴いて意見具申などを行い、諸問題の解決に向け取り組んできているところであります。

さらに、地域間の相互理解を深めるための意見交換や協議を行うため、区長会議を毎月1回開催しておりますが、その中での区長の発言から地域住民の抱える不安や要望を

伺い知ることができますし、地域の各種事業の進捗状況や直面する課題、または事業の実績的効果にも踏み込んだ忌憚のない意見が交わされ、ときには進言的発言も出てくるなど本市発展のため、地域発展のための有意義な話し合いがなされていると認識しております。

以上のことから、現状でも区長の権限は十分に行使され、区長を設置した当初の目的どおり順調に推移しているものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に（５）のNPO等の考え方についてお答えしますが、現在、市内に事務所を置くNPO法人は5団体あるほか、申請中の団体が1団体とその数も徐々にではありますがふえつつあり、福祉・環境・まちづくり等さまざまな分野において社会貢献に取り組む自発的な市民活動が広がりを見せつつあります。

NPOに関しては、設立に際しての助言や活動内容における相談などの対応を行い、また県においても活動を支援するため補助金等の制度化をしていることから、情報提供や利用の促進を積極的に進めるなど、連携を取りながらその育成に努めてまいりたいと思います。

また、旧市・町ごとのホームページについては、それぞれ工夫を凝らし特色あるものとの認識のもとで、貴重な情報を新市のホームページで閲覧できるように作成してきたところであります。

今後もコンテンツに新しい情報を随時追加するとともに、容易に閲覧できるよう工夫を重ね、ホームページの充実を図ってまいります。

さらに、閲覧者には市ホームページのサイトポリシーに即した情報の有効活用を推奨してまいり所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

次、大きい2番のケーブルテレビ事業に関しての（１）事業振興の基本的な考え方でございますが、ケーブルテレビ施設整備事業は、自主制作番組の放送と衛星放送などの再送信のほか、多重情報装置を通じた行政情報や防災などの緊急情報、さまざまな情報提供に活用できる施設であり、市の近代化及び生活環境の改善、向上に極めて重要な施設であると認識しています。

今後さらに事業内容の充実と、きめ細かな情報提供に努めるとともに、福祉、教育、産業、文化等、幅広い分野でケーブルテレビ網を活用し、新しい情報社会に適応した明るく住みよい、住んでよかったと言われる魅力ある市の実現に向けて努めてまいり所存であります。

次に、（２）の経営・運営の見通しについてであります。先日の議会全員協議会に提示いたしました数値につきましては、市内全域にケーブルテレビ網を敷設した段階でテレビ利用料やインターネット使用料などの収入のみで、施設の維持管理や番組制作などを健全的に運営できる最少加入率を提示したものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

ケーブルテレビ事業は、新市の一体性の確保、情報格差の解消を図る観点から行政で施設整備し、特別会計で運営いたしておりますが、将来、長期にわたって安定したサービスを提供し、保障するためにも個人情報の適正管理に努め、事故の回避、被害の最小化、回復力の確保を図ったセキュリティ対策等を徹底し、万全を期してまいります。

また、ケーブルテレビ全般にわたる運営やあり方につきましては、より多くの方に加

入していただき、受益者負担の中で適正に運営できるよう十分研究を深めてまいり所存であります。

(3)のケーブルテレビの加入金についてであります。加入金につきましては、局舎及び伝送路の維持管理等、施設の運営に当たって、健全経営に努めているところであります。

加入金の免除につきましては、今議会におきまして条例の改正を先決により可決いただきましたが、現在進めている農林水産省の交付金事業期間は平成18年度から平成20年度までであり、また、合併特例債を活用して整備を予定している事業期間は平成21年度までとなっていることから、この事業期間内に最大限の加入率向上を図り、事業の実績を上げるとともに、事業期間内に幹線を敷設し、後年度負担の軽減を図る上からも、この期間により多くの方に加入していただき、事業効果をより一層高める必要があることから、一定期間内に加入していただいた場合は加入金を免除するものでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

(4)の事業の見直しはないかについてであります。本市においては市民生活の向上はもとより、8つの地域が一丸となってまちづくりを推進する手段としてケーブルテレビ網を整備するものであります。

事業推進に当たっては、より一層事業内容を精査しながら経費削減、安定運営に向け、的確な事業の展開に努めてまいります。

(5)のケーブルテレビ事業と地域情報化事業との互換性についてであります。6月議会でもお答えしたとおり、YBネットについては矢島地域が平成14年に、また由利、鳥海地域においては平成16年に総務省の補助を受けインターネット環境を整備した事業であり、現在進めておりますケーブルテレビ施設整備事業は、自主制作番組を初めとするテレビ放送の再送信を主とし、附帯設備としてインターネット利用が可能となる内容であります。

このことから、それぞれの事業については互換性を持つものではございませんが、ケーブルテレビ施設整備事業の幹線整備において既設の光ケーブルで使用可能となる空き芯を有効活用する計画であり、一部開放に向けて総務省東北総合通信局と協議を継続中であります。

現在、光ケーブルの空き芯の活用について設計を進めております。その結果が出る年度末までには使用可能となる空き芯の一部開放の申請手続きを行う予定であります。

いずれにいたしましてもYBネットをご利用いただいております矢島、由利、鳥海地域の加入者につきましては、現在のサービスを継続しながら市民要望や動向を見据え、通信と放送の両分野が一体となった施設整備に取り組んでまいるとともに、急速に進む高度情報化社会に速やかに対応し、活力ある地域社会の形成を目指してまいりますので、一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3番の教育問題については、問いがございませんでしたので以上であります。

議長(井島市太郎君) 佐藤議員の質問時間は残り2分ありますが、20番佐藤勇君、再質問ありませんか。20番佐藤勇君。

20番(佐藤勇君) 再質問ありません。

議長(井島市太郎君) 以上で、佐藤勇君の一般質問を終了します。

この際、約10分間休憩いたします。

午前 11時04分 休 憩

午前 11時17分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。4番小杉良一君の発言を許します。4番小杉良一君。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） 私からは、事前通告しております大綱3点について質問いたします。

1点目の二地域居住への取り組みについてお尋ねいたします。

共同通信のまとめによれば10月6日時点で国内には32道県が移住や二地域居住の相談専用窓口設置や体験ツアーなど新規事業を展開し、さらに10府県でも取り組みの検討を進めていることがわかりました。それは約700万人にのぼる団塊の世代のうち半数の約350万人が東京、名古屋、大阪の三大都市圏に集中していて、来春から定年退職を迎える2007年問題は、この世代の持つ技術や知識の継承と労働力不足などが強調されがちですけれども、一方で地方への移住、田舎暮らしの志向が脚光を集めていることが背景にあります。秋田県も仮に10年間で3万人が定住すれば5,000億円の経済効果が生まれ、医療費などの負担約680億円を軽く上回るとも試算しています。

しかし、いきなり定住といっても決断が大変ということから、まず都市と地方を季節や曜日で行き来し、年間で1カ月以上地方に生活拠点を持つ生活様式を二地域居住と定義し、力を入れる自治体がふえています。

秋田県が昨年、首都圏在住の本県出身者を対象に行ったアンケートでも2割を超える人たちが現在の場所に住むが田舎暮らしもしてみたいと回答しています。そのことは都内で開催される、ふるさと会に招待されたときなど、参加者の中からふるさとへの回帰の思いが想像以上に強く伝わってくるなどからもうなずけます。

由利本荘市の新市まちづくり計画では、山・川・海の豊富な自然を活用した体験型、滞在型の観光レクリエーション拠点の整備やUターン希望者や県立大学生への受け入れ体制の充実といった若者の定住促進、雇用対策を重点的にとらえています。それはそれとして同時に時代の注目の的である団塊の世代も限られたパイであり、その呼び込みに努力することが活性化につながると考えるものですがいかがでしょうか。

次に、移住・定住促進プランを策定し、二地域居住をアピールする考え方についてですが、秋田県も定住促進プランの策定に向けパブリックコメントを募集中で、10月10日には県外向けの総合情報サイト「癒しの郷・あきたへ来てたんせ」というホームページを開設しています。その中に「由利本荘市に住んでみませんか？市宅地好評分譲中！」というコーナーがあり、7地域10カ所の分譲地の77区画の1平米単価の金額が表示されています。一方、美郷町空き家・空き地等情報のコーナーには、美郷町マップの地図内のマークをクリックすると空き家・空き地情報が写真つきで紹介されています。まだ開設されて日も浅いことですので、まだまだ内容の充実の方法はあると思います。例えばデジタル地図で空き家情報などを映像で紹介する方法などは利用者にはインパクトがあります。

ところで2003年の住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で659万戸、そのうち地方圏は約半分の326万戸、空き家率12%強となっており、2020年には地方圏の空き家は460万戸、空き家率18%と推定されています。国土交通省は二地域居住の人たちが既に100万人存在しており、2020年には680万人、2030年には1,060万人にもなると推定しています。県内では鹿角市が長期滞在型移住の受け入れに向けたプログラムの策定作業中で、夏場を中心に移住する二地域居住に照準を合わせています。由利本荘市としても空き家を死蔵させず積極的に活用することが活性化につながるという視点で、空き家の売買や賃貸への大家の理解、周辺住民の協力、住民税の一部負担や通勤定期など交通費の軽減、インフラ環境の整備など、県のプランと連携した形から市独自のプランを立ち上げて受け入れ態勢づくりをする必要があると思うのですがいかがでしょうか。

大綱2点目の青少年の健全育成についてお尋ねいたします。

ユニセフ親善大使の黒柳徹子さんがアフリカの子供たちに「大人になったら何になりたい」と尋ねたら「生きていたい」というふうに返事が返ってきたと言います。慢性的な栄養失調や感染症、伝染病などで平均寿命が極端に短く、大人になるまで生きることの方が難しい国がある一方で、天国のような日本のはずなのに残酷な虐待が背景と思われる親の子殺しや、いじめが原因の自殺の連鎖が繰り返されることが悔しくて残念でなりません。青少年の命と人権を守るという視点で、子供、親、家庭、地域、保育園、学校、教育委員会、児相、警察など、各機関が情報を共有し、その上で共通の認識を持つことが最も重要なことと思います。

ところで、児童虐待についてはこのところ相談が急増し、県健康福祉部によると平成14年度に56件だったものが昨年度は127件にのぼったと言います。また、警察庁のまとめによると、ことし上半期（6月末）までに摘発された児童虐待事件は120件（昨年同期15件増）であり、2000年の児童虐待防止法施行後、最も多く、被害児童は128人（20人増）で、うち死者は28人（6人増）にのぼり、検挙者は131人（15人増）でした。検挙者のうち実父が40人、実母が44人、継父母が22人、内縁者が20人などとなっています。

由利本荘署管内では、ことしに入ってから事件は発生していないようですが、全国に秋田県人の県民性とまで誤解されてしまうような藤里町、大仙市のむごい事件が続き、尊い子供の命が3人も失われています。特に大仙市の場合のように児相や市町村が虐待を事前に把握していながら横の連携が悪いケースが全国的に相次いでいます。10月に京都で3歳の男児が餓死した事件は、姉6歳がことし3月に虐待から施設に保護されたとき、なぜその弟も一緒に施設にやらなかったのかとその対応の甘さが批判されました。由利本荘市では子育て支援課が機能し、重大な事件、事故が発生していないことは本当に幸いなことですが、虐待の実態がどのようになっているかお伺いいたします。

また、児童虐待防止に教育現場が果たす役割は大きいものがあると思います。例えば身体的発達の遅れ、衣服の汚れ、食べ物への執着、遅刻・欠席状況、保護者の教師との面談や家庭訪問の拒絶、精神的不安定、体罰の有無などをチェックすることから虐待の早期発見につなげて効果を上げている福島県の例などもあります。また、虐待の定義や緊急時の対応、学校の役割などについてマニュアルをつくり、校内研修を開いて問題の防止に努める考えはないか、この点は教育長よりお考えをお伺いいたします。

次に、学校におけるいじめの実態についてお尋ねいたします。

12年前、愛知県の大河内清輝君（当時中学2年の13歳）が同級生から現金を脅し取られるなどのいじめを苦しんで自殺してから、過熱するマスコミの報道に誘発されるかのように自殺の連鎖が起きたことは記憶に新しいことですが、またことし10月に福岡県での中2男子生徒が自殺し、その一因に中学1年生のときの担任による言葉のいじめがあったと報じられています。そして、また自殺の連鎖が繰り返されています。大河内君のときにはマスコミの騒ぎ過ぎが連鎖の原因と総括されたはずなのに、その教訓が生かされていないように思います。

私は11月17日に県の教育長との教育懇談会の席で、マスコミの過熱報道と文科大臣が1カ月にもなるのに現場の先生や教育委員会の批判をするよりも自殺を防ぐ緊急アピールを出すことの方が大切ではないかと発言したのですが、ちょうどその日付で「文部科学大臣からのお願い」、「未来のある君たちへ」と「おとうさん・おかあさん・ご家族の皆さん、学校や塾の先生、スポーツ指導者、地域のみなさんへ」というメッセージが子供たちを通じて各家庭に配られたのでした。文科省には自殺の予告文が多数届いているというのも異常なことですが、大臣直訴の文にその子供たちの不信感の深さ、絶望の深さを知り、慄然としてしまいます。この子供たちの心がいやされ、自殺の連鎖が終息することを心から願うものです。そのためにも、子供たちの命を守るという立場で学校や教育委員会がいじめの実態をどのようにとらえ、弱い者の味方として問題解決できるかどうかは今問われているように思います。由利本荘市内の学校におけるいじめの実態と、それに対する対応をお尋ねいたします。

次に、ゲーム脳対策についてお尋ねいたします。

多分耳新しい言葉だと思うのですが、ゲーム脳という言葉が2002年7月8日付の毎日新聞の一面に載りました。その内容は、テレビゲームを毎日2時間以上している子供たちが、きれやすい、集中できない、人とのつき合いが苦手であることがわかったということでした。

日大教授の森昭雄先生は、数十年間、脳の中の神経回路を調べる研究をし、認知症の場合、脳の前頭前野の機能低下が起きることが医学的に知られていることから、それを数値化した脳波（アルファ波分のベータ波）の状態を調べる脳波計を開発し、特許を取り、医療認可も得ています。その装置で認知症の人の前頭前野の働きを調べると、脳波のベータ波が低下していることが明らかになったのですが、たまたま大学生の脳波を調べたところ同じようなタイプの人がたくさん出てきたのです。そしてその大学生は、小学生のころからゲーム三昧の生活だったことがわかったのです。前頭前野は人間らしさ、つまり理性や情操、意図、想像などをつかさどる人間にとって最も大切に情報が集まる場所です。ゲーム脳になると笑わない、しゃべらない、突然きれる、わめく、壁を蹴るという行動があらわれてきます。また、学校に行っても午前中はぼーっとすることが多くなってきます。ゲーム脳は小学校1年生から大学生まで1日2時間以上、週5日から毎日ゲームをしてきた人の脳で、前頭前野の働きが低下し、認知症の人よりベータ波が常にアルファ波の積分値よりも下にきています。30秒から1分たてば前のことは記憶から消えてなくなりますから、先生が何を言っているかわからなくなり教室の中をうろろし、外に出ていくような子供たちが小学校で増加してきているのはこのことが原因と考えられます。このゲーム脳への対処法として、第1に幼児にゲームを絶対させないこ

と、小学生でどうしてもやめられない場合、ゲームをする時間を1日15分までとし、その3倍の時間を読書に向けるとゲーム脳にならないと指摘しています。この問題を正面からとらえ、単に家庭の問題とだけ片づけなくて対策を講ずる必要があると思うのですがいかがでしょうか。

大綱3点目の農業振興についてお尋ねいたします。

初めに、集落営農の取り組みについてですが、11月26日現在で集落営農を設立し、国が定める担い手要件を達成した集落が68集落で、認定農業者を含めると初年度の目標に到達したということで、その担当部局の労を多とするものです。

私は2年前から新しい政策を批判するよりも、避けて通れない以上、行政側と農協とが連携を取り、制度の周知徹底を図った上で、できるだけ多くの加入になるよう推進を急ぐべきだと繰り返してきましたが、これからは加入者の自助努力が基本となるのはもちろんですけれども、同時に、やってよかったと言ってもらえるような支援体制が不可欠です。そこで、げた対策やならし対策の稲を除く対象4品目のうち大豆が主力のようですけれども、現在、転作の作付がふえている生食用バレイショのノウハウを生かし、でん粉原料用バレイショを目玉作物に据えることができないものか、その考え方を伺います。

また、表土扱いをしていない基盤整備田の畑地化は、排水対策や地力増進が伴わないと捨てづくりになってしまうのが現実です。安定生産、コスト低減、農地の効率的活用の面からも排水対策、地力増進のためにどのようなてこ入れが考えられるかお伺いいたします。

また、米の需給調整は農業者、農協が主体的に行うとなっておりますが、農地基本台帳が市役所にあり、調整のノウハウも農業水産課が持っている以上、平成21年まで市が需給調整にかかわる必要があると思うのですがいかがでしょうか。

また、これまで旧市・町ごとに需給調整の割り当てに傾斜配分が行われてきました。そのことは十分に意義があったと思います。今、新市として全地域を公平に割り当てするということになるのか、その考え方を伺います。

また、今後の未加入集落への働きかけについてもお伺いいたします。

次に、農業夢プラン応援事業についてお尋ねいたします。

地域の農業生産を主体的に担う認定農業者や集落を基礎とした営農組織等を担い手として位置づけ、複合経営への転換による体質の強い農業経営の確立や稲作と戦略作目のバランスのとれた発展性の高い農業構造の確立に向けた取り組みを総合的に支援することを目的とし、各種のメニューに対し補助率を県は3分の1以内とし、市町村及び農協による協調助成のガイドラインは各12分の1とするとしています。

18年度の由利本荘市の場合、このガイドラインに従って12分の1の補助率にしているわけですが、就業人口の高齢化や規模拡大の立ち遅れ、基幹作物である稲作収入の低迷など、その生産構造の脆弱化が進行していることから、19年度の経営安定対策の実施に当たり、補助率の見直しを求める声が農協や担い手から強く出ております。ガイドラインはあくまでもガイドラインですから、由利本荘市独自に積極的な支援をするという強い姿勢を示す上で、農業夢プラン応援事業のかさ上げをするお考えはないものかお伺いいたします。

次に、地産地消の推進についてお尋ねいたします。

私は2年前に秋田しんせい稲作研究会の研修で新潟県の合併前の頸域村でコシヒカリの有機栽培を視察し、そこで非常に感銘を受けたことがあります。それはまず、かん排水が地下埋設の1ヘクタール圃場に、農道は両側舗装道路となっており、大型作業機械は農道で巡回し圃場に進入し作業する仕組みから、乗用の除草機械による除草3回体系で草一本生えていないきれいな稲姿と同時に、何よりもその有機栽培でとれた有機米を産直による売買で高値取引しているわけですが、仮に農家が売れ残ったときには農協が責任を持って有利販売してやるから心配しないで有機栽培の面積をふやして付加価値をつけてほしいと、行政と農協がタイアップし農家を指導奨励しているというその点に研修の参加者全員が感激して帰ってきました。その基本には、農家がよくならなければ農協の未来はないということでした。この精神は由利本荘市としても見習うべきことだと思います。今、品目横断的経営安定対策の集落営農は、政策の柱であることは疑いのないことですが、認定農業者を除いた予想される未加入者を救済する選択肢の一つとしても地産地消、あるいは産直を異端視しないで積極的に評価、支援する必要があると思うのですがいかがでしょうか。

また、由利本荘市内には各地に直売所が設立され、消費者ニーズにこたえる顔の見える取り引きを展開し、好評とともに年々売り上げを伸ばし、地域経済にもよい影響をもたらしていることは喜ばしいことだと思います。

地産地消をこれまで積極的に支援してきた経緯がありますが、今後とも後退のない取り組みを望む声がありますが、この点はいかがでしょう。

以上、質問いたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 小杉議員のご質問にお答えします。

初めに、二地域居住への取り組みについて（1）の団塊世代を呼び込むことについて、（2）は移住、定住プラン策定についてでございますが、関連がございますので一括してお答えをいたします。

団塊世代の呼び込みにつきましては、観光から二地域居住、そして定住へと導くことにより、人口減少の緩和と地域の活性化を図ることが必要と思われれます。

本市においては、市を訪れる人々に対し、山・川・海の恵まれた自然の中で四季の移ろいを感じながら共生できるという魅力的な余暇空間について認識していただくことがその第一歩になるものと考えられます。

県におきましては定住促進プランを策定し、県と市との役割を分担しながら、団塊の世代を含むAターン希望者や二地域居住希望者に対し地域情報等を提供する準備を進めておりますが、市といたしましては定住促進プランに関する県との協議を踏まえながら相談窓口の整備を進めつつ、広報活動やホームページ等により地場産業や分譲住宅等の効果的な情報を提供してまいりたいと考えています。

特に来年、本県で開催されます秋田わか杉国体を大きなチャンスととらえ、由利本荘市のすばらしさをPRし、観光から二地域住居や定住へ導くような情報を提供していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

次に、大きい2番の青少年の健全育成について、(1)の児童虐待の実態についてでございますが、昨年度、本市が相談・通報を受けた児童虐待件数は15件で、その内訳は身体的虐待と保護の怠慢・拒否がそれぞれ7件、心理的虐待が1件であり、主な虐待者としては実母が10件、実父が5件となっております。

また、今年度はこれまで10件の相談・通報が寄せられており、各事案について児童相談所、警察、学校等の関係機関と連携しながら対処しております。

虐待の早期発見、対応には関係機関の情報の共有が最も重要であります。

本市においては、各地域に児童虐待防止ネットワークから移行した要保護児童対策地域協議会を設置し、福祉・保健・教育・警察等の関係機関が連携して問題に取り組む体制を構築しておりますが、今後とも児童虐待を初めとした児童を取り巻く問題の解決に積極的に取り組んでまいります。

(2)の学校におけるいじめの実態について、(3)のゲーム脳対策については教育長がお答えいたします。

大きい3番の農業振興について(1)の集落営農の取り組みについてお答えしますが、ただいまのご提言にもありました品目横断的経営安定対策における転作作物の主力にでん粉原料用バレイショをについては、国内一の大産地、北海道や長野県があり、生食用のバレイショについてもこれらの産地の端境期をねらって出荷している状況でありますので、主力作物とするためにはコストやロットの面で多くの課題があるものと考えます。

また、基盤整備田の排水対策や地力増進につきましては、農地の効率活用の面からもこれまで同様に支援してまいります。

次に、米需給対策につきましては、19年度より米の生産数量の配分や生産調整の役割が行政主体から農業者や農業者団体に移行されることはご質問のとおりであります。

移行に当たっては、平成21年度までの3年間で一つ一つの問題点を段階的に解決しながらスムーズに移行するよう取り組んでまいります。

また、米生産数量の割り当てにつきましては、今月末に開催を予定しております水田農業推進協議会で決定されることから現在調整中でありますのでご理解願います。

次に、未加入集落への働きかけにつきましては、11月に認定農業者等を対象に意向調整を行った結果をもとに、加入意向のある集落や認定農業者に対し漏れの少ないよう指導してまいります。

次に(2)の夢プラン事業の市補助のかさ上げについてであります。本事業は、地域の農業生産を担う認定農業者や集落営農組織を対象とした県単独事業であり、複合経営への転換や稲作と戦略作物のバランスのとれた発展性の高い農業経営の確立を目的としたものであります。

今年度の夢プラン事業は、11月末現在で畜産を含め32件で総事業費1億6,489万1,000円となっており、このうち12分の4が県補助金となっております。

市のかさ上げにつきましては、県のガイドラインにより12分の1が求められており、本年度予算で1,306万9,000円が予算措置されており、あわせて12分の5と他事業と比較しても高率な補助率となっておりますのでご理解をお願いいたします。

次に(3)の地産地消の推進についてお答えいたしますが、近年、消費者の食に關す

る関心が高まる中、地産地消の気運が広がり、新鮮かつ安全・安心で生産者の顔が見える農産物の需要が求められております。

本市においてもＪＡ女性部等を中心に20を超える団体が直売所を設け、多くの消費者の賛同を得ており、農家所得の向上につながるなど本市の農産物販売戦略に欠かせないものと評価いたしております。

市といたしましても直売所の新設や改装等への支援を行っておりますし、今後も地産地消の推進に当たっては、直売所や加工所などを中心として地域の特性を備えた加工品の開発や販売促進など引き続き支援してまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 小杉議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

初めに、2、青少年の健全育成について（2）学校におけるいじめの実態についてでございますが、文部科学省のいじめの一般的な定義は、1つとして自分より弱い者に対して一方的に、2つ目は身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、3つ目として相手が深刻な苦痛を感じているものとなっております。また、当事者がいじめを受けていると感じれば、いじめとして対応をするようにしております。

さて、本市におけるいじめの実態でございますが、平成17年度中の発生件数は3件と報告されており、これについては当事者や保護者と学校の話し合いにより解決しております。

今年度におけるいじめにつきましては、4月から10月末までで小学校10件、中学校19件、合計で29件の報告がありました。

この対応策として、各学校では学級担任や養護教諭を中心に全校体制で早期発見に努めるとともに、いじめ対策委員会などの校内組織を活用し、個々の事案がいじめに当たるか否か、表面的・形式的に判断することなく児童生徒の立場に立って対応策を講じております。

また、教育委員会では、11月29日には臨床心理士や人権擁護委員、心の相談員などから構成する由利本荘市いじめ・不登校等問題連絡会議を立ち上げるとともに、市内4ブロックで開催されている教育懇談会でも現状や対応について協議・検討を行い、子供や保護者の相談に適切に応じることができるよう努めているところでございます。

今後もいじめ、虐待などが起こらないように、日々子供の様子をチェックする指導と心の教育の充実を一層推進するとともに、福祉部門や警察署を初め関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努めてまいります。

次に、（3）ゲーム脳対策についてにお答えいたします。

ゲーム脳につきましては、主に家庭においてゲームばかりに興味関心を示し、長時間熱中することにより集中力に欠けるとか、ときとして暴力的になるなどさまざまな問題が生じる可能性があると考えられております。

教育委員会といたしましては、人間として必要な人格の形成や豊かな心をはぐくむための生活習慣を確立していくことは重要なことととらえており、毎年、県教育委員会で実施している児童生徒のライフスタイル調査等を活用しながら、本市の児童生徒が家庭

学習や読書、自然体験、家族との触れ合いなどを通し望ましい生活習慣を確立することができるように、各学校を通しまして保護者に粘り強く働きかけてまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再質問ありませんか。4番小杉良一君。

4番（小杉良一君） 市長に再質問いたします。

農業夢プラン応援事業について、県のガイドラインが12分の1で、その12分の1に沿って1,306万円の予算計上をしているという、高額な支援をしているのだというそういう答弁でしたけれども、トータルで12分の5になります。県が3分の1ということは12分の4、そして市が12分の1。今このように農業が厳しい状況で稲作収入が低迷している。しかも就業人口が高齢化し、規模拡大も立ち遅れ、そのために集落営農でもってその効率的な機械の利用を図ろうというそういう形で進んでいることには間違いのないわけですけれども、現実にも、農業機械というものはやっぱり実際の市場価格があまりに高過ぎる。はっきり言って今までの農業予算というものは、例えば基盤整備は建設業者に対する予算、第二次構のようなこういう機械関係の予算については、はっきり言って農機具メーカーへの予算というふうなそういう背景があったと思います。農家自身、本来は生産費の、もう2倍、3倍の価格の流通価格でそういう投資をしなければいけない、それがずっと農業経営を圧迫し、減価償却費を過大な、農業経営の一番大きなネックになってきたのが、やっぱりその機械に対する投資だったわけです。それを農業関係の補助金はたくさんあるから十分農家に対する手厚い保護をしているんだというような、そういう一面の見方もあるけれども、そういう補助金というのは実際は建設業者やそういう農機具販売会社、あるいは農機具メーカーに、実質そこにそのうまみが落ちていたというふうなそういう背景だったと思うのです。そういう中で今現実に農家がもう更新さえ難しい、みんな中古農機に頼るといふような傾向にあるときに、せめて意欲を持った人たちが前向きにこの事業を利用してやっていこうというふうに考えたときに、まだまだこの、どうにかもっとこの負担軽減ならないかというふうな、これはもう切実な希望になっているわけなんです。農協の人たち、担い手の人たちから、もっとかさ上げできないかというような熱いこの要望、要請というものを、この19年度以降の新しい政策が始まることですので、再度見直しをかけていただくようなお考えがないものか改めてお尋ねいたしたいと思います。

教育長さんには、虐待について学校が果たすべき役割というか期待できるいろんなことを先ほど申し上げたわけですけれども、福島県のマニュアルというか、ああいう取り組みというのは大変効果があると思います。また、歯科医師会とも連携して虫歯の検査による、その虫歯の放置している状態によってネグレクトも判断できる。家庭における虐待ということが、その歯科診断の中からも想定できるというような、そういうデータもあります。未然に防止するという観点から、学校が一番子供たちと日常接する機会の多い現場なので、そこがそういうマニュアルを立ち上げて未然に防止するという取り組みをすることは大事なことはないかなというふうに思うわけで、その点について答弁をお願いいたします。

いじめの問題については大変よく取り組んでいるようですけれども、昨日、魁新聞に県の教育委員会の提言が記事となっております。その中で校長みずからが児童生徒を守

り通す姿勢を示す、アンケートによる調査を定期的・継続的に実施する、いじめ側への対応を検討し厳正に対処する、必要なときに駆け込める相談窓口の確保、家族のふれあいを密にする、学校や家庭、地域の中に命のとうとさを体感できる場面をつくるというふうな、この提言はいずれ各学校、各家庭にも具体的に届くと思うのですけれども、そういうことも踏まえて、さらにいじめ問題への取り組み、とにかく子供たちがいじめるといことは卑怯なことだけれども、それ以上に悩んでいる子供たちが学校や先生、親に相談することが、ちくる行為だからその方がより卑怯だという、子供たちにそういう道徳律がある、これは間違った考えだと私は思います。そういうことも含めて追い詰められた子供たちが救われるような、そういう温かい心づかいで学校現場で取り組んでほしいという思いから再度質問いたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 小杉議員の農業に関する問題、そして農業推進のための集落営農に鋭意取り組んでいただいている農家の方々に敬意を表するものであります。

しかしながら、まだ農家にとりましては集落営農を進める上でも、やはり何といたっても支援がまだ必要ではないかというふうなご質問でございますが、今後、集落営農の状況を見て、支援のことについて検討してまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 小杉議員の再質問についてお答えいたします。

1点目の虐待の早期発見についてでございますけれども、学校の年間の流れの一つに、いわゆる児童生徒の健康診断というのが4月、5月にかけて行われております。多種多様な項目にわたるわけでございますけれども、そこには内科医の先生、眼科医の先生、ただいまご指摘の歯科医の先生方も診断に当たっております。そして、そうした方々が学校では学校保健委員会というものを、代表の方に先生はなるんですけれども、そうした学校保健委員会を開いてくれております。そうした機会にもこの虐待、身体的な、あるいは病氣的なそうしたことは発見につながるものと確信しているところでございますので、例を挙げましたけれどもそうした機会に結びつけながら学校でも全力を尽くしてまいりたいと思います。

2点目のいじめにつきましては、特に追い詰められた子供たちの内なる叫びというものについて、特に私ども今、手を差し伸べなければいけないなど、こう思っております。加害、被害、そうした構図の中から、現実にかなり悩んでおる子供たちについての対応でございます。このことにつきまして、この間、各学校がややもすれば真剣に悩みながら通してきたセパレート的な動きでございましたけれども、相談会、情報交換会を開かせていただきまして、事例を交換し合いながら、そうした子供にはどう対応した例があるかとか、そういうことを検討しながら対応してまいりたいと、このように思いますし、ただいまご提言いただきましたマニュアル等につきまして、先進県のそうした動きなども学ばせていただければと思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再々質問はありませんか。

4番（小杉良一君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、4番小杉良一君の一般質問を終了します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。10番長沼久利君の発言を許します。10番長沼久利君。

【10番（長沼久利君）登壇】

10番（長沼久利君） 議長からお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきますが、先立ちまして私より皆様方にご報告と御礼を申し上げさせていただきますと思います。

先般、10月11日から21日までの11日間でありましたけれども、全国市議会議長会主催により米国・カナダ都市行政調査に参加をさせていただきました。全国802の市議会、そして18市議会の中の27人の中の一員として参加をいたしました。米国、カナダ、サンフランシスコ、そしてバンクーバー、そしてオレゴン州ポートランドと3カ所を拠点にしながら、地方行政並びに高齢者福祉、中心市街地の活性化等々につきまして視察を行いました。

翻って日本が地方分権等で今いろいろな形で地方の特色が求められている中でありませぬ。効率的な行政や、そして特色あるまちづくりにこれからも寄与できればなというように感じてまいりました。精進を重ねながら皆様のお役に立つよう、これからも取り組んでまいりたいというようなことをご報告いたします。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

1番目の区長についての評価についてお伺いをいたします。

合併協議会での決定事項でありまして、合併後の不安解消と地域の声を行政に反映させるために設置された区長制度についての思いは、さきの一般質問等で、市長は、「合併し県内最大エリアの本市においてスムーズな市政の運営の手法として、また、サービスの低下を防ぎ市民生活の向上を図り、さらに区域の均衡ある発展と一体的な事業の推進を目指すために必要である」と申し上げておられます。さらに、「9万人を超える市民と1,200平方キロメートルを超える広大な範囲に居住する住民の意思、そして気持ちを把握することや、主行事が重複する場合を想定して、三役はもちろんであるが地域の住民の声を代表する責務は大きな力となっている」とも加えられております。そして、「設置の当初の目的としての機能は十分に果たしている」と話しております。当然、機能しなければ必要はないわけではありますが、しかし、市民には当局との協議の内容の不明さや、あるがゆえの執行部との障害等、心配や不安も徐々に大きくなっているのも事実であります。よく言う顔の見えない位置にいるという不安感があるのではないかと考えます。さらに、区長についての市民の今最も関心事は、設置条例の第4条である「任期」であろうかと思えます。申すまでもなく、「区長任期は2年とする、設置期間は5年以内とする」という条例であります。来年6月で2年を迎える任期について区長のこれまでの評価はどのようなものかをお伺いするものであります。市長は、「区長の責務は住民の声を代表する」と申し上げていますが、市長の住民の声を十分に掌握した評

働をしていただきたいと考えます。また、再任はあるのかお伺いをするものであります。

2番目に、矢島中高連携校についてお伺いします。

2002年度から定員割れが続く現存の矢島高校であります。第5次秋田県高等学校総合整備計画の中で全国唯一2009年度には中高連携校としてスタートする運びとなりました。目指すは地域密着であるとの観点から、ことしの夏休みは高校教諭が3年生を対象に初の補習授事業を行ったという新聞記事を見ながらその意気込みを感じました。高校も新入生確保の観点からPR合戦がかまびすさを増しております。県内の高校は少子化と、そして2005年度から始まった全県一区が定着し、さらに新入生のハートをつかむ対策が急務であるということは論ずるまでもありません。統合後の中学校としての連携をどのようなスタンスで維持していくのか伺うものであります。

気になるのが第5次秋田県高等学校総合整備計画であります。それによりますと、1学年で2学級規模が存続している学校でも入学者数が応募人員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合は、統合か募集停止を図るとしてあります。現在の数字で3学級規模で3年生が89人、2年生が82人、1年生が100人の在籍となっております。この膨らみは入試制度が全県一区と前期・後期制度の導入の影響で膨らんだものと推察されているわけでありますので、今後はさらに減少することも予想されます。さらに今後の周辺の地域の児童数を見ますと、平成18年5月1日現在で矢島小学校で6年生43人、5年生49人、4年生33人という数字が続いております。また、近隣地域鳥海、笹子、川内、直根3校合わせても1学級50人～40人という数字の中で今推移しております。要するに2009年開校後の生徒数はさらに減るものと予想されます。そして、教育で大切なものは地域市民による環境づくりが優先されなければならないわけでありますが、さきの臨時議会の用地取得、そして売買価格の件等を考えても、地域を重視し、合併で行政改革に付随した市民の協力態勢を見るにはあまりにも寒い印象がありました。地域が市民に本当に連携校としての協力を求めるのか非常に心配な部分を感じました。さきの一般質問で教育長の答弁では、「各学校・地域が持つ教育力を供用し連携して活用できるよう、過疎地域における教育環境整備のあり方を先進的に取り組む」と話しておられますが、地域でどのようにはぐくみながら新入生の確保に県教育委員会と連携を深めるのか、新入生の確保の観点から本市の対応を伺うものであります。

3番目に、観光レクリエーション拠点再整備についてお伺いします。

11月14日の秋田魁新聞に田沢湖アッスルスキー場の今期の営業休止が掲載されておりました。秋田わか杉国体のアルペン会場である、秋田県でも最も集客力のある田沢湖周辺のスキー場であっても平成15年の乳頭スキー場と今回のアッスルスキー場の2カ所のスキー場の休止により、バブル期に隆盛をきわめたスキー場も終焉に向かうのかという印象を持ちました。スノービジネスコンサルタントの板倉海産、エボン社長によりますと、スキー人口は1994年をピークに年々3.4%ずつ減少し、現在はピーク時の40%以下にまで減っていると言っています。それにもかかわらずスキー場は減っていないと指摘しています。その理由は自治体が地域振興という名目で補助を行い、健全な淘汰が進まないと話しておられます。さらに、スキー場はやめられない仕組みになっているとも話し、それは環境保全上、廃業する際、自然の状態に戻すことが義務づけられていると話していますが、負債を抱え採算が合わずに廃業するのに自然に戻す費用が出ないからである

とも話しています。本県での西武系列のスキー場の閉鎖を思い出しながら、数字以上に現状は厳しいことを知ったわけでありまして、これからさらに実質的な淘汰が予想されるところであります。

秋田県においても森吉・阿仁・千畑が休業または期間運営と経済効果・雇用効果を含めて地域に与える影響も非常に大きい、そして厳しい現況にあります。そんな中で11月の臨時議会の鳥海高原矢島スキー場の整備請負契約は、由利本荘市の冬期間の観光及びスポーツレクリエーションの中核としての意気込みや、その期待の大きさを伺うものでありますが、市民にとっての不安であるのも事実であります。スキー場の用地取得や、本来は標高の高い三千、四千メートルに設置するフード付高速クワットの設置等々、来年度も合わせて8億円にも上る巨額の投資は、民間感覚と行政感覚の相違を見る思いであります。大きな目的、そしてシミュレーションを持っての買い物であると思えます。各地域での事業撤退が相次ぐ中で再整備の今後のスタンスについてお伺いします。

また、県道70号うぐいす大橋を通り約5キロメートル、車で10分弱に整備されているオコジョランドスキー場との再編計画はあるのか、その辺についてもお伺いするものであります。

4番目に、し尿処理手数料の改定についてお伺いします。

集合処理施設としての下水道事業や合併浄化槽の設置が進む本市であります。し尿処理に関する人口は9万人に対して影響人口は5万人、影響世帯は約3万世帯中1万6,749世帯という数字からもおわかりのように、関係市民は人口に対して約50%、影響世帯は約56%に上っております。それだけ身近な問題であり、関心事であるといっても過言ではありません。先の9月20日に市民環境部生活環境課から示された資料によりますと、一般廃棄物の処理につきましては、市が直接行う場合は条例化するとしていますが、許可業者が行う場合は昭和46年の厚生省の通知により条例化ができなくなったとあります。本市は直接収集運搬を行わず、委託または許可制で実施しているわけであります。そして、料金については国の廃棄物処理法第7条12項にあるように、許可業者は条例に定める手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないと定めています。さらに解釈として、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等、適正かつ合理的なものが望ましいとしています。本市での改定では、本荘、矢島、由利、西目、鳥海地域が現行1,470円から、大内、東由利地域が現行1,050円から、岩城地域が1,000円から等しく、平成20年には180リットルで1,900円に改正するとしています。そして既に11月から実施されているわけですが、市民への告知として10月15日に発行された広報ゆりほんじょうに掲載した縦14センチメートル横18センチメートルのお知らせだけであります。本市の市民の理解を得るには、ほど遠いものを感じました。さらに今回の改定事由は原油の高騰による燃料費の増など社会経済情勢の変動によるもののほか、料金の統一の必要性を理由にしていますが、2回目の常任委員会での説明でも納得できる説明ではありませんでした。他市での取り組みや資料によりますと、値上げに際しての対応として、秋田市の学識経験者からなる検討委員会への諮問や、男鹿市の損益計算書や物価指数等を考慮した算出等、対策を持って市民に説明できる仕組みをとっているようであります。搬入手数料は180リットル当たり60円で従来どおりでありますので、収入運搬コスト料金の提示が必要でありますし、市民には提示があってもい

いのではないかと思います。また、条例制定の下水道施設等の集合施設を利用できない方へのサービスの公平性を欠くという視点からも、しっかりとした積算根拠の提示が必要であろうかと私は考えます。11月1日からの実施施行ということであるが、市民への周知は果されているのか。また、料金改定の積算根拠は提示できないのか、懇切丁寧な答弁を求めるものであります。

5番目に、市税徴収強化についてお伺いをします。

三位一体改革の税源移譲は、国税である所得税のうち3兆円を地方税である住民税に移すとされています。そういう中で住民税への税源移譲に備え、全国でも差し押さえ品をインターネット公売して滞納者への警告を間接的にアピールするなど、新たな自治体がふえていると伺っております。本県でも住民税を17年度と19年度の見込みで比較しますと、個人県民税は120億円から250億円に、個人市町村民税は302億円から348億円に、それぞれ大幅にふえる計算であります。ちなみに本市の場合は、18年度市民税平均税率が4.6%、19年度は30%増の6.0%になります。18年度の市民税当初所得割課税額が22億2,400万円となっております。個人県民税の収入は県税全体で約15%を占めますが、その徴収率は17年度で92.76%と県税全体の97.61%の中で低い位置にあります。住民税は県民税分と市町村民税分を市町村に一括納入した後、県に県民税分が払い込まれる仕組みにありますが、本来納入額が足りないときはそのまま両税に所定比率で配分する仕組みですので、住民税の徴収率アップは県・市町村のどちらにもプラスになるということであり、そこで県は、ことし5月から市町村に共同徴収を持ちかけたようであり、段階としては共同催告、合同滞納整理、併任制度、直接徴収の4つを想定しているようであります。このうち県と市町村が連名で納税の催告状を滞納者に送る共同催告と、県と市町村による共同催告整理は既に実施済みであると伺っております。併任制度と直接徴収が今回初の導入になります。併任制度は、県職員に約半年間市町村職員としての身分をあわせ持たせ、月に5回程度の徴収を行う制度であります。また、最後の手段として行われる直接徴収は地方税法の特例であり、市町村の同意を得た上で県が実施するとしています。発動するには基準も必要なために、未整備の本県は行われてこなかったと伺います。今後の運用では基準滞納額に達したり市町村単独での対応が難しかった場合、県と市町村が協議して対応を決めるとしています。どの手法をとるかは市町村の意向を尊重するとしていますが、県と市町村の連携で住民税徴収のアップを図るべきと考えますがいかがかお伺いするものであります。

6番目に、食品加工推進についてお伺いします。

農業県を自負しながら食品加工の分野で後塵を拝してきた秋田県が食品産業クラスターの形成に向けて動き出すことになりました。比内地鶏や稲庭うどんなど全国ブランドを擁しながらも、16年度工業統計速報にあらわれているように全国の44番目に甘んじている本県だけに、真の農業県を目指す上では欠かせない戦略になると思います。

産業クラスターとはブドウの房のように経営者や技術者、研究者などがネットワークを形成することをいうようであり、計画を推進している経済産業省は、クラスターはお互いに競争、協調することで、その地域に競争力が生まれ、中小企業の新規事業展開やベンチャーの創出が期待できると言っています。県が検討を進める産業クラスターの形成には、県内食品関連業185会員が加盟する、あきた食品振興プラザが主体的な役

割を果たすことになっているようですが、本市での加盟団体は12団体であります。まだまだ少ないようであります。しかし、この地域は海と川と山に連なる広範な地域であるわけでありまして、地域産品の付加価値を探るためにも面白いアプローチであろうかと考えています。そして、先頭に立って推進することで地域の経済的・基礎的ベースが成長されてくると考えます。本市での県立大学システム科学技術学部の開学とともに産・学・官の交流セッション等は力強いものを感じますが、食品加工の分野での地域の事業展開は品薄ではないかと思っています。今回、県が補助的な立場をとっているわけでありますので、ぜひ本市としても連携させる作業が必要であると考えられるわけでありまして、積極的な対応を望むものでありますがいかがかお伺いするものであります。

最後に、住基ネットの利便性についてお伺いします。

最近のニュースでは住基ネットへの接続でプライバシー権の侵害があったとして大阪高裁が住民の離脱を認める判決を下したという報道がありましたが、一方、横浜市では市民の選択方式を撤廃し、今月から個人情報の非通知を希望した市民82万人に対してデータ通信を開始したというニュースにふれました。賛否があるにせよ住民サービスの向上という観点から、なくてはならない存在としての重みが出てきていると私は思っています。住基ネットがスタートして間もなく4年になるわけでありますが、住基ネットからの情報の漏えい、ネットへの不正侵入は起きていないと伺っています。まだ住基ネットに参加していない東京杉並区、国立市、福島県矢祭町は参加していないようであります。国や自治体が住民の氏名、住所、生年月日、性別の情報を共同利用するシステムであり、鳴り物入りで開始したわりには寂しい気がします。そして住民票の写しだけでなく今秋からは先行実施されている共済年金に加えて国民年金、厚生年金の現況確認にも使われているようであり、ますます利便性が増すと私は感じています。問題もあるようではありますが、普及していないのが現実であります。発行枚数はことし末で91万枚、人口比でわずか0.7%ということであります。ちなみに本市での発行枚数は10月末の342枚、普及率0.33%という数字であります。これはメリットが薄いからであって、発行主体が市町村であって、引っ越しで市町村を移動した場合、カードが失効してしまうという欠点があるわけでありまして、これも欠点かなというように思っております。ごく一部ですが富山県南砺市38%、北海道長沼町32%、宮崎市19%のように普及率の高い自治体もあるわけでありまして、それには印鑑登録証や図書館サービス、公共施設の予約、商店街のポイントサービスなど機能を付加していると伺っています。本市では合併前に経費として7,500万円余り、合併時に1,335万円と年間の保守料を300万円も支出しているわけでありまして、有効な活用を望むものであります。政府の目指す電子自治体の基盤になる普及のために、これからの方法論をお伺いして一般質問を終わります。議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 長沼議員のご質問にお答えします。

最初の1の地域自治区長について（1）区長に対する評価、それから（2）は再任はあるかについてでございますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

ご承知のように合併後のスムーズな市政運営を図るため地域自治区を設置し、各地域自治区ごとに区長を置くことを合併協議会において決議されたもので、自治区長におい

ではその趣旨に沿って地域のサービスを低下させることなく地域の安全・安心などに心を配りながら取り組んでおります。

広大な行政エリアの本市にとって、市民の考えや思いを把握したり、あるいは主行事等が重複する状況下において地域の住民の声を代表する区長の責務や活動は大きな力となっているものと存じます。さらに、区長との意思の疎通や情報の伝達、地域の実情や市民の思いを知るために区長会議を実施しており、地域自治区の区長としての機能は果たしているものと評価しております。

また、区長の任期は来年の6月までの2年であります。合併後1年8カ月が経過しましたが、その間を顧みますと、地域行政における役割は果たしているものと思われま

す。今後については、さらに市民の皆様の声を聞きながら市政の安定に資するよう検討してまいります。

次に、大きい2番の矢島中高連携校については、教育長からお答えいたします。

次、大きい3番の観光レクリエーション拠点整備(1)の再整備の鳥海高原矢島スキー場の今後、(2)近隣オコジョランドスキー場との再編計画につきましては、関連がございますので一括してお答えします。

本市の冬季レクリエーション拠点として大きな使命を果たしております鳥海高原矢島スキー場は、リフトを初め施設の老朽化によりまして、本年度、高速4人乗りクワッドリフトに更新するとともに、ゲレンデにつきましても初心者用迂回コースの整備やナイター照明設備の改修も行い新装いたしまして、今月23日にリニューアルオープンの予定であります。

全国的にスキー場が低迷している状況ではありますが、矢島スキー場は本市における冬季観光の中核施設であり、また、環鳥海エリアを代表するスキー場でありますので、今後隣接するスポーツ宿泊施設や猿倉温泉との連携を図り、スキーパック等による誘客にも力を入れながら運営してまいりたいと考えています。

このたびのリニューアルを契機に子供たちのスキー教室を初め、スキー、スノーボードの各種大会、さらには全県規模のイベントの開催なども視野に入れまして積極的に活用を図ってまいります。

また、隣接するエリアにあります鳥海オコジョランドスキー場を初め東由利地域の大平スキー場、大内地域の長坂スキー場の将来展望につきましては、今後の検討課題と考えております。

次に、4番の一般廃棄物処理について(1)のし尿くみ取り料金の改定、(2)し尿くみ取り料金改定の積算根拠につきましては関連がございますので一括してお答えします。

し尿くみ取り料金、いわゆるし尿処理手数料の改定につきましては、合併協議の中でも統一する必要があるとしたものの、料金設定の協議は行っておりませんでした。

料金改定につきましては、数年来、業界側から口頭により要望があり、これまで再三にわたり協議を行ってまいりましたが、双方の設定料金に格差があり、合意に至らなかったものであります。

ご承知のとおり処理手数料は市が収入するものではないため条例化はしておりませんが、一般廃棄物として市が処理責任を有していることや公共的料金の性格を有すること

から、市の指導、助言が必要であると判断し、協議を行ってきたところであります。

ご発言の市民への周知については、広報ゆりほんじょうやホームページ、チラシ等により行いましたが、料金決定から第1段階の施行まで2カ月程度であり、施行時期及び周知期間について、もう少し配慮すべきではなかったかと考えております。

また、積算根拠の提示など料金設定のさらなる基礎資料については、今議会の常任委員会に提出し、皆様のご意見等いただきながら今後の協議に反映させてまいりたいと考えております。

次に、大きな5番の市税徴収強化についてでございますが、ご案内のように個人住民税の県との連携による徴収については、旧本荘市において従来から実施してまいりました由利地域振興局との連名による共同催告書の発送や合同臨戸訪問などの合同滞納整理を昨年度は一部総合支所においても拡大実施したところであります。本年度も同様に合同滞納整理を予定しており、今後も県との協力体制を確立しつつ継続実施することにより、個人住民税の税収確保・収入率向上に努めてまいりたいと存じます。

また、平成19年度には国が徴収する所得税から市が徴収する住民税への本格的な税源移譲が行われ、個人住民税の徴収強化は県並びに市の財政基盤を確立する上で緊急かつ重要な課題となっております。

県が新たに定めた収納確保対策の直接徴収及び併任制度についてであります。地方税法の特例を生かした県による直接徴収の実施については、県との効率的・効果的収納対策等の協議を終えております。

具体的には、実施要領に基づき滞納額が一定水準に達したり、市だけでは対応が難しい場合などについては県に徴収・滞納処分を引き継ぐこととなっており、先般、対象者に対し県と連名で納税催告書・徴収引継予告書を発送するなどの措置をとったところであります。

県が徴収・滞納処分を中心とした直接徴収を当面実施することにより、住民税の税収確保と滞納繰越額の圧縮はもちろんのこと、滞納者に対するアナウンス効果による自主納税も期待できるものと思われまます。

また、併任制度につきましては、県職員の派遣期間の取り扱いや経費負担などを伴うこともありますので、今後、県と協議を行いながら検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても徴収に当たっては県との連携強化が肝要であり、収納体制の充実・強化を図り、税収確保に鋭意努力してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、6番の食品加工推進についてであります。

国が行う食料産業クラスター形成は、地域内に存在する食材、人材、技術、その他新事業・新商品創出のための資源を効率的に結びつけることを目指しております。

県内では、あきた食品振興プラザを中心に本県食品産業界のネットワークづくりや食品産業のクラスター形成の促進を図っており、本市からは秋田しんせい農業協同組合など12会員が加入しております。

市では、県立大学や本荘由利産学共同研究センターとの連携による産・学・官のネットワークづくりや技術開発の推進、さらには新規事業へチャレンジするベンチャー起業への支援を行っておりますが、あきた食品振興プラザが行う地域特性を生かした農産品

加工への取り組みは新しい技術やサービスを生み出すイノベーションにもつながるものであり、市としても支援を行いながら地域産業の振興を図ってまいります。

次に、7番の住基ネットについて(1)の利便性に向けた取り組みはでございますが、国や県では住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、年金の現況届けやパスポート申請における住民票の添付を廃止したほか、他市町村で住民票の写しが交付できる等、利便性の向上と負担の軽減を図っております。

しかし、住基カードの基本的な利用としては、金融機関や市町村窓口等での本人確認用や国税の電子申告が主なものであり、由利本荘市での交付枚数は平成15年8月の交付開始以来342枚、交付率0.38%で、秋田県全体では0.34%と普及が進んでおりません。

ご質問のとおり全国の自治体の中には、住基カードを利用して証明書自動交付機や印鑑登録証、図書館カード等の多目的な利用サービスを行っている市町村もありますが、秋田県では市町村単独で整備するには財政負担が大きいため、県が中心となって市町村との共同運営による電子自治体サービスとして電子申請システムの検討を行っているところであります。

住基ネットワークシステム及び住基カードは、電子自治体の基盤をなすものと理解しており、今後、県及び国の動向を見きわめながら市民の利便性の向上を図るため検討を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(井島市太郎君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

教育長(佐々田亨三君) 長沼議員の教育委員会関係のご質問にお答えします。

2の矢島中高連携校について、新入生確保の観点からの本市の対応はでございますが、連携校の経営につきましては、昨年度から県と市の双方の教育委員会と矢島中学校、そして県立矢島高校の間で協議を重ねてきております。

その中高連携の試みの一つとして、夏季休業中に矢島高校の教員から矢島中学校3年生を対象に国語、社会、数学、理科、英語の5教科を8日間にわたり指導いただき、生徒や保護者から好評を得たところであります。

また、矢島地域では矢島小中学校PTA連絡協議会主催の地域PTAを年3回開催しており、その都度矢島高校では開校後の特徴・特色を紹介し、保護者や地域への理解と浸透を図っております。

さらに来年度は今年度の事業に加え、中学校で専門教科のさらなる充実を図るには矢島高校の指導・協力を得ることや授業交流なども検討しており、開校以前にお互いに連携可能なことについてはできる限り多く実施してまいりたいと存じます。

地域として連携校にかかわりながらどのような魅力を創出し、新入生を確保していくかという点については、本事業はご案内のとおり全国的にもまれであり、今後の学校経営はどうあるべきか、そのモデルケースとしても注目されているところであります。

由利、鳥海、矢島地域には鳥海山や子吉川を代表とする自然、その恩恵を受けはぐくまれた高原野菜や乳製品、醸造発酵、そして民俗芸能など、将来にわたり継承・研究すべき特色が多く、これらは地域の魅力を創出、宣伝する上で不可欠の要素となっており、研究・生産に多くの方々携わっております。

これらの特色を活用しながら学校用地の一角を生徒みずから研究・体験ができる「地域学」学習の場として位置づけるとともに、地域住民を初め矢島中高連携校建設促進期成同盟会や秋田県教育委員会などと連携を図りながら、各分野に精通した人材を招聘し、子吉川の内水面漁業について実践学習するなど特色あるカリキュラムを構築してまいりたいと考えております。

また、県教育委員会においては、矢島高校につきましてこの機会に自然情報などに力点を置いた3つのコースを設置し、生徒の興味・関心や進路に応じた選択履修ができる方向で検討していると伺っておりますが、より一層地域に根ざした特色のある学校経営ができるよう強く働きかけてまいります。

このような観点から、未来のふるさとの礎を築き、世界に向かって羽ばたく人材育成のため、地域の方々のご協力を得ながら全国から目的意識を持った生徒が集まるような魅力ある学校の創設に協力してまいり所存であります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 10番長沼久利君、再質問ありませんか。10番長沼久利君。

10番（長沼久利君） それでは再質問いたします。

先ほど区長についてでありますけれども、評価ということで大変に高い評価をしているなというような思いをしながら聞いていたわけでありまして、私は評価というのは、やはり市長と言われる方は、やっぱり一般市民とかいろんな方々への総合的な判断の中で評価をするべきではないかなというふうに私は思っております。普通の人であれば評価する、いいです、悪いですという評価でも当然これも評価に値するものでありますけれども、やはり現時点がこのような状態であって、そして今後もこのようなことをしたいという方向性を持った評価に発展していかなければ、やはり市民は納得していかないと思います。

先ほど聞き漏らしたと思っておりますが、再任はあるのかという質問をさせていただいたわけでありまして、私の聞き漏らしかもしれません。その辺についてお伺いしますし、このままいくとすれば条例の改正も含めて、現状の設置条例の中で進めていこうとしているのか、その辺までの評価としての市長の考えをお伺いをいたしたいと思っております。

あと、矢島中高連携校についてでありますけれども、第5次秋田県高等学校総合整備計画には、1学年で2学級規模の学校が1つのベースでありますし、3分の2以下が2年間続いた場合は、募集停止か休止というようなこの文言が掲示されております。私は非常にこの辺のところを心配しているわけでありまして、やはり秋田県も第5次再編計画の中で、各地域・地方がいろんな統合の憂き目を見ながら県の強引とも言われるような手法に、ぱっさぱっさと切られていくような手法に、各地域が非常に戸惑っている場面私は見ております。現に湯沢商工高と北高の問題ですとか、いろんなそういう問題も含まれておりますので、その辺の教育長の認識はどのようにあるのか、そのような観点から伺いたしたいと思っております。

あと、観光レクリエーション施設整備でありますけれども、私も資料を取り寄せてみてびっくりしました。矢島スキー場が非常に健闘しているということでありまして、利用者数が6万5,000人、6万6,000人ぐらいですか、こう推移しているということで、この一般質問の通告してから非常にびっくりした数字だなんて自分でも今思っているわけ

でありますけれども、私はこういう機会にこそ大きな、1あるものを10に膨らましたようなアドバルーンを上げて、地方自治体でやってるんじゃないんだよ、一般でもやっているようなそんな仕組みの中で観光としての、そしてスキー場としての大きなキャッチコピーをもとに膨らまして宣伝していくべきだというように思っております。オコジョランドのスキー場については大変に少ない数字でありますし、こういうものも含めて先ほど申し上げましたとおり、早期に、早期に再編を考えていくべきだなというように思いますので、その辺のところをお伺いいたしたいと思います。

あと、し尿くみ取りについては、私は条例であろうと許可であろうと一般市民には一切関係ないことだと思っておりますし、やはりこの一つの文言を見ましても、「改正のお知らせ、料金の統一を図る、原油の高騰、社会情勢の変動による」、私はこれではやはり市民は納得しがたいと思うんです。皆さんが市民だとすればどう考えるかは、その人個人によりましてけれども、私は行政というのとはもっと親切でなければだめなのではないかなというように思います。そして私たちへの説明でも「市の料金は来年の4月から上げます。皆さんのやつは11月1日から上げます」、こういう不親切な対応では、私はいかななものかなというように思っております。その辺のところを、やはり私は「現在がこういう状況の中でこういうように推移しています。一生懸命に頑張ったけれども料金を上げざるを得ません。ですからお願いします。その中にはこういう根拠があります」という丁寧な市民への説得力、サービスが必要でないかなと思います。あまりにもこそくな手法ではなかったのかなというように思っております。

また、常任委員会で提示するというような視点が話されておりますけれども、私は、常任委員会に提示すれば市民が納得すると思われるでも困ります。市民に納得するだけのものを持って説明をしていただきたい。常任委員会に説明したからそれでいいということでは決してないというように思いますので、その辺のところをもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

あともう一つ、産業クラスター、これについてはあきた食品振興プラザが1つの窓口になっていますが、私はこの窓口を1つ使うのではなくて、いろいろなアクセスの仕方があると思うんです。あきた食品振興プラザに加盟するためにバックアップするのではなくて、私たちがみずから何ていいますか知的クラスター、産業クラスター、いろいろな分野で連携がなっているようでありますので、そういう分野からもアクセスしながらこういうものを付加価値の高い食品加工に結びついていっていければなど、そういう願いを込めてひとつ再質問といたしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 長沼議員の再質問にお答えしますが、まず区長の問題です。合併協議会のときには1市7町、合併したときには大変混乱するだろうと、各地域のみんながそのように心配しました。それがため何が必要なのか、やっぱり区長を置かなきゃならないという声が圧倒的に多かった。ところが1年8カ月になりました。比較的穏やかになりました。それは何だろう。市民の考え方も当初不安だったものがそんなに不安でない、だからいらぬ、けどもそのかげには区長が一生懸命頑張った力というものがあつたと思います。そういう意味では区長が頑張った成果というものを、やはり見ていただかなきゃならないというふうに思います。

しかしながら、市民の声は今、長沼議員のおっしゃったような声もございますので、今後、市民の声を聞きながら検討してまいりたい、そういうふうに思います。

条例の改正、そのことにつきましては、当時、幹事会の代表であった鷹照助役に答弁をさせます。

次に、スキー場の再編であります。

スキー場についても、先ほど申し上げましたスキー場、今、全国でスキー場が大変です。しかしながら矢島にスキー場がなくなったらどうなるんだろうと考えた場合に、鳥海の観光、あれこれみんな言います。そうすると、人が入っていないから矢島のスキー場をなくした方がいいという人もおります。やっぱり何といてもこの地域の売り物が鳥海、矢島にあります。そうすると、矢島にスキー場がない、そうなった場合の鳥海山の魅力というのは、おそらく半減するだろうなということを考えますと、矢島のスキー場のことにつきまして議員の皆さん方から大変理解をいただいたところであります。そして今の23日にオープンします。

しかしながら、近隣するところのスキー場について、やはり再編ということについては、やっぱり考えていかなきゃならないと、こういうふうに思います。

それからし尿処理の問題ですが、このし尿処理業界というのはなかなか厳しい、なかなか私のところの職員が一生懸命になって頑張っても頑張っても、とにかく大変なそういうふうな業界を抱えているわけございまして、そういう意味では非常に難儀しております。ただし、今回の説明を委員会ですらただ通り一遍にすることでなくて、十分丁寧に説明をさせますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

次に、食品クラスターにつきましては、担当部長から説明させます。

議長（井島市太郎君） 鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） 1市7町の合併当時、幹事会の幹事長をいたしておりましたので、ということで答えをせ、ということでございますので、それらの経緯を踏まえましてお答え申し上げたいと思います。

合併協議会では区長が必要と先ほど市長が申したとおりでございまして、そういうふうな方向で条例もつくり、そして区長を置いて1年8カ月経過いたしております。

内容については市長が先ほどから申したとおりでございまして、私、事務的な立場からは申し上げませんが、もし仮に今の状態を変えようとするならば条例を改正しなければできないということで、市長が今後、一般市民の声とか皆様の声をお聞きしながら、私に指示があると思いますので、そのときにはその方向で対処してまいりたいと、こういうふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 長沼議員の教育関係の再質問についてお答えいたします。

矢島中高の連携型の高等学校誕生につきましての、そうした原点を振り返ってみますと、第1点は内陸部、いわゆる中央から多少遠距離にあると。そしてまた地域の方々の強い要望というのが第1点でございました。2点目は、小・中・高と比較的地域的にはまとまっている地域ではないかとの構想でございました。それから3点目は、いわゆる学習環境が非常にいいと、自然に恵まれており、それからまち自体のそうした事柄など

が挙げられたと思います。この3つの点から、逆に掘り起こしていきますという、確かに第5次高等学校再編計画等でそうした生徒の減少等ありますけれども、周辺の鳥海の鳥海中学校さん、笹子、直根、川内等の多くの地域と、それから由利高原鉄道等の活用、そしてまた内陸というメリットを生かしながら生徒募集という事柄で希望の持てる地域ではないかとの構想から第5次再編計画等にも耐え得るのではないかとの見通しがあったと思っております。

確かに今後、児童生徒の激減等ございます。本市5つの高等学校がございまして、全体的に矢島高等学校を初め本荘でさえもそうした条件は後々続くと思っております。ただ、いわゆるさまざまなそういう高等学校を中心として、コアとして、その周辺をどのように構想化していくかということについては、まず将来構想にまたまた発展していくのではないかなと、こういうふうを考え、まず21年4月開校を目指しながら、矢島にはそういう先便をつくり、すぐれた望ましい教育学習条件を広く広しめて生徒募集に協力していきたいと、このように思っております。

議長（井島市太郎君） 藤原商工観光部長。

商工観光部長（藤原秀一君） それでは長沼議員の食品クラスターへの積極的な支援ということの再質問であります。新市としましても産業の発展は商工業ばかりじゃなくて農業も含めての振興をしなければならないと、産業の発展は農も含まれると、そういう位置づけで私どもは考えております。そういう観点からしても製造業、例えば食品クラスターにつきましても、幸い市長が最初答弁で述べておりますが、県立大学などの知的クラスターというかそういうものの連携も含めまして今後大いにこの農にかかわる食品クラスターということで我々も勉強してやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（井島市太郎君） 10番長沼久利君、再々質問ありませんか。10番長沼久利君。

10番（長沼久利君） 先ほどの状況によっては条例を改正してもというような助役の答弁でありますけれども、状況によってはどの辺の部分をもし変えるとすれば変えようとしているのか、その辺のところももしおわかりでしたらお伺いして今回の一般質問を終わりたいと思っております。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） 合併協議会の際の決めでは、常勤の任期2年、制度としては5年間継続と、こういうふうに分けて、それに従いまして現在条例を制定しているわけございまして、これ以外の条件に変更するとすれば条例改正が必要と申し上げたのでありまして、その内容につきましては、変える内容はいろいろありますけれども、現在決まっておりますのは常勤ということと、それから報酬額と、それから支給しない手当の内容が現在条例で規定されております。これらを変更するとすれば条例改正が必要であると、こう申し上げたのでございまして、今後それらの内容について検討されるものこのように思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上で、10番長沼久利君の一般質問を終了します。

この際、2時15分まで休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時17分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。9番佐々木慶治君の発言を許します。9番佐々木慶治君。

【9番（佐々木慶治君）登壇】

9番（佐々木慶治君） 9番佐々木慶治であります。

いよいよ降雪の季節に入りました。私どものような雪の多い地域では、なかなか雪と仲よしになれないものでありまして、これからは日々格闘が続くわけでありまして。平成18年豪雪は、施設だけでなく人的にも大変な被害がありました。あの大雪を教訓にして、この冬はぜひ1つの事故もなく終えていただきたいなど、このように願っているところであります。

それでは通告に従いまして、大綱4項目につきまして質問をさせていただきます。

最初に、大項目の1、平成19年度以降の財政見通しについて、1点目としまして道路特定財源が一般財源化された場合の本市への影響について質問いたします。

道路特定財源は、道路の整備を目的に自動車利用者より揮発油税や自動車重量税として徴収した、いわゆる目的税であり、現在は暫定的に高い税率となっております。その道路特定財源を用途を限定しない一般財源化すべしとした案を財政制度等審議会が来年度予算編成への意見書素案として財務省に示し、現在、政府・与党が協議中とのことであります。同財源の8割以上を占める揮発油税については先送りをし、自動車重量税分の一部を高速道路料金の値下げに活用する方向で進んでいるようであります。現在、道路の整備状況は、公共事業の削減などもありまして、地方に入れば入るほどその遅れが顕著で、どの自治体も道路整備の財源確保に苦慮しているのが実態であります。道路特定財源の平成18年度予算歳出の中には、地方道路整備臨時交付金7,390億円が予算計上されており、このような財源で地方道が整備されてきたものであります。これが一般財源となった場合、道路財源枠を縮小されることは必至であり、都市と地方の格差拡大にもつながるものであります。市としても行方を注視するだけでなく行動を起こすべきと思いますが、一般財源化された場合の当市に及ぶ影響も含め、この問題をどのようにとらえ、対処していくのか伺うものであります。

次に、（2）の地方交付税の特例減額が措置された場合の予測について伺います。

由利本荘市の平成18年度一般会計当初予算の歳入において、地方交付税予算額は181億4,000万円余りで、歳入全体の36.7%を占めており、行政を運営していく上で大きく依存する財源であります。今年7月に発表になりました18年度普通交付税決定額では、秋田県は平均で前年度比0.6%減であるものの、当由利本荘市においては2.4%減の168億8,000万円となっており、三位一体改革後、年々減少してきております。その不足分を臨時財政対策債などの地方債等で対応している実情にあります。この地方交付税においても財政審議会が意見書素案を提出しているわけですが、それによりますと景気の回復により国、そして地方の税収が伸び、地方の財政事情の改善が見込まれるとして法定率分から減額算定する特例措置を講じ、余剰分を国の債務返済に充てるといった内容になっているものであります。国全体の税収は伸びてきてはいるのですが、地方のすべ

てが伸びてきているのかはいささか疑問です。今、第3四半期の終盤にきている現時点で当市の税収状況と19年度予算における地方交付税の見込み額、そしてまた、特例として減額するとした案の詳細は報道されていないわけで予測しにくいでしょうが、国の地方財政計画に盛り込まれた場合、その仕組みや流れはどのようになっていくのかお伺いをいたします。

次に、(3)の合併特例債活用事業の今後についてであります。

合併特例債は平成の合併を推進するために特別に準備した地方債であり、事業費の95%が充当され、後年度元利償還金の70%が地方交付税として還付される有利性の高い地方債であります。そのためほとんどの合併自治体が活用し、事業推進をしていると伺っております。当市においても地方債の中で最も大きい割合を占めておりまして、平成17年度より26年度までの10年間で約490億円を活用し、ケーブルテレビ施設整備事業や水林総合運動公園整備事業などさまざまな事業を計画しております。平成の大合併により誕生した自治体が10年間に集中してこの特例債を活用した場合、財政難の国が約束を最後まで履行してくれるのだろうか、そういった不安を感じるものであります。ハード事業や基金の造成など、そういったものが主な対象事業となっておりますが、今後、事業の許可が遅れてできなくなったり、あるいはまた事業の対象枠が制限されるといったことが起こりはしないかと危惧するものであります。この合併特例債の長期的な見通しについてお伺いをいたします。

次に、大項目2の水田農業の諸対策の取り組みについての質問であります。

最初に(1)品目横断的経営安定対策について質問いたします。

戦後農政の大転換と位置づけられておりますこの対策は、小規模農家の切り捨てになるといった不安や不満がありました。しかし、そうした農家も集落営農へ参加することにより、この対策の恩恵を受けることができるものであります。地域の農業、農村を永続的に維持していくためには、農産物の生産を中心にした地域の一体感の醸成が重要であると考えます。その役割を担い、地域に活力を取り戻すことができるのは、集落営農において現時点では考えられないのではないのでしょうか。いろいろな難題もありますが、取り組んでみれば心配してたほどではないと、そういった場合も多いものでありまして、1つでも多い組織の設立を願っているところであります。

市でも、しんせい農協さんと連携しながら説明会や座談会など数度にわたって、そしてまた、夜や休日も分かたず開催しているようであり、関係課の皆さんには心より敬意を表すものであります。

番としまして、市では集落営農育成目標を65集落程度としていますが、現在の設立の状況や要件を満たしている認定農業者の加入動向についてお伺いをいたします。また、4ヘクタール以上の経営をしている認定農業者の全員に加入してもらうことが不可欠と思います。そのための今後の進め方や加入手続きに向けたスケジュールについてもお伺いをいたします。

次に、の質問ですが、農家がこの対策に加入する選択肢としましては集落営農と個別経営の2つがあるわけでありまして、どちらに加入するかを判断する上で自己の正確な経営面積を把握していなければなりません。小作契約が継続されてなかったり、あるいはまた農業振興地域除外地であったりと、思っていた面積よりも少なく加入が可能な

かったとそういった事態も考えられるわけであります。そうしたことを防止するためにも農業委員会が管理している農地基本台帳に登載された個々の農家の正確な面積を何らかの方法で知らせる必要があると考えますが、こうしたことについての考えをお伺いいたします。

次は(2)の農地・水・環境保全向上対策の取り組みと問題点についてであります。

この対策も19年度よりスタートする事業であり、用排水路の泥上げや草刈りなど共同の取り組みや農村環境の向上、施設の機能維持などに助成する事業であり、さまざまな要件があるようであります。しかし、この事業はほとんど知られてなく、内容の周知の徹底が望まれている対策でもあります。今年度はモデル事業として全国600カ所で開催され、数々の取り組み事例が報告されております。当由利本荘市でもモデル事業として実施していますが、実際実施をしてみて、そのメリットや課題としてはどんなことが挙げられるのか、そして来年度より事業推進していく上でその基本的な考え方について伺いをいたします。

また、この事業の財源は国が2分の1、残り2分の1は県と市町村が折半して資金造成するものであり、財政難から予算確保が困難な自治体が対応に苦慮しているようであります。秋田県でも独自の基準を検討しているとのことでありまして、ハードルが高くなるのではないかなという心配があります。農業県としては好ましくない対応と思いますが、市長のお考えをお伺いするものであります。

次に、(3)の米需給対策の今後の方向についてであります。

これまで米の生産目標数量の配分や生産調整等の米需給に関しては、食糧管理法の制定以来今日まで行政が主体となって進めてきております。それが19年産より農家や農業者団体が主体となる新しいシステムに移行することになっており、JAが事務局を務める形に移行した場合、生産調整の実効性の確保の面や水田台帳等基礎データが手元にないことなど懸念材料が多く、不安視されている実情であります。生産目標数量の配分は、生産調整に参加する農家に対して需要量から算出して配分しているもので、参加しない農家の過剰作付が出荷枠の減少や価格の下落などの形となって参加農家にそのしわ寄せがかぶさってくる仕組みとなっております。生産調整は農家の自主性が必要ですが、推進業務もまた重要であります。基幹産業である農業を守るという大前提に計画を策定していかなければならないものと考えます。この対策については水田農業推進協議会において検討されていくものと思いますが、市としての考え方を伺います。また、19年産の米の配分に関する情報がありましたらあわせてお願いをいたします。

大項目の3、医療問題についてお伺いをいたします。

医師不足、あるいは医師の偏在化が大きな社会問題となっております。医療は本来、年齢や性別、地域などにかかわらず平等に受けることができなければなりません。健康で生活していくことが人間の一番の願いであり、また幸せでもあります。と同時に医療の充実度はその地域活力のバロメーターでもあろうかと思えます。由利本荘市は、にかほ市との広域の中で救急医療体制も確立されており、危機的な状態に陥っているものではないとは感じていますが、今後を考えますと必ずしも対岸の火事とは言えない問題であらうかと思えます。医師不足を自治体が解消するのはいささか困難ではありますが、医師不足が顕在化した要因や改善に向けての課題としては、どのようなことが考えられ

るかについてまずお伺いをいたします。

また、医師不足の中で地域偏在や診療科偏在が特に深刻で、小児科、産婦人科は危機的な状態にあると言われていますが、当市の人口や性別、年齢構成から見た診療科医の充足度についてや市の周辺部の医療の状態や問題点についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

最後の項目であります。4番の環境保全に関し、ごみ対策について3点ほどお伺いをいたします。

地球の環境は年々悪化してきており、生態系にさまざまな異変が起きているといった報道を耳にする機会が多くなりました。農産物の栽培の北限が北へ北へと移動し、米などはこれまで収量の低かった北海道がここ数年続きに豊作だったり、また、赤くなるはずのリンゴの色づきが悪くなったりと、身近なところでも温暖化の影響が出始めてきております。地球の自然によって生かされている私たち人間は、これまで壊してきた部分を修復していかなければならないものと考えます。

そこでのごみ対策についての質問であります。市では3月に条例改正をし、粗大ごみ収集が完全有料化となりましたが、これまでの処理数、また、有料化の最大の目的は財政負担の削減と思えるわけですが、ステッカーの販売受け渡し方法、そしてまた収集方法など総じての成果や課題についてどのようにお考えかお伺いをするものであります。

次に、4番のごみの減量運動の展開について質問いたします。

市ではごみ袋への料金転嫁ということを検討しているようであります。自分の使用したのものには責任を持つというようなことは大変大切なことであるわけですが、しかしまず、どのような施策をもって減量化を図るかということについて検討すべきではないでしょうか。可能な限り実践に移してみて、その結果、考えていくべきものと思います。今後、徹底した分別をお願いし、雑誌や新聞紙以外の一般紙のリサイクルや生ごみを生ごみ処理機 コンポストというんでしょうか、その無料貸与や購入費一部補助等による堆肥化などで循環型社会を目指していくべきであろうと思います。ごみの減量化だけの専門チームを設置して検討し、市民の皆さんとともに運動を展開していくなれば大きな実を上げることができるものと思います。そうした考えについて伺うものであります。

最後に、一般廃棄物の処理計画や最終処分場の施設整備計画策定についての質問であります。特に最終処分場の新設については迷惑施設とされることから、調査や用地の交渉等かなりの期間を要することが予想されます。早急な整備計画が望まれるものと考えます。今年3月の高橋議員の一般質問の中にもありましたが、その進捗状況について伺うものであります。

以上を質問しまして私の質問を終えさせていただきます。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐々木慶治議員のご質問にお答えします。

初めに、1の平成19年度以降の財政見通しについて（1）の道路特定財源が一般財源化された場合の本市への影響についてであります。

道路特定財源については、安倍首相は政府・与党の既定方針を貫き、平成19年度予算

で自動車重量税を、平成20年度には道路特定財源の8割超を占める揮発油税を、法改正とあわせて一般財源化する方向で調整に入ったと報道されたところであります。

一般財源化することにより道路関係予算が縮小する反面、社会保障給付費などの国の支出が増加するなど、道路整備の遅れを初めとする地方間格差の拡大が懸念され、関係団体からの異論が多いのも現状であります。

道路特定財源は、本来、道路利用者に対する受益者負担を根拠として設定された目的税であるとともに、道路整備はまだ不十分として暫定税率を上乗せして課税されているものであります。

また、国では道路関係予算の財源について、これまでの通常補助金から道路特定財源を原資とする地方道路整備臨時交付金に完全にシフトしており、仮に一般財源化された場合、本市においても主要道路整備に直ちに影響が出てくるものと強い危惧を抱いております。

この件については、去る11月21日に道路特定財源の堅持について、国交省並びに財務省に地方の実情などを訴え要望をしたところでありますが、今後も年末に向けた政府の動向を注視しながら、一般財源化阻止に向け全国市長会を初めとする地方六団体と歩調を合わせて要望活動を強化してまいりたいと存じますので、議員各位のお力添えもよろしくお願いいたします。

次に、(2)の地方交付税の特例減額が措置された場合の交付予測額は、についてであります。このことについては、先ほど佐藤勇議員にお答えしましたように、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会がまとめた平成19年度予算の編成等に関する建議(意見書)に盛り込まれたものであります。

都市部のような景気回復を実感できない地方にとっては、税源移譲や定率減税の廃止による税収の伸びはあるものの大幅な税収の伸びは見込めないのが実情でありますので、現段階以上の地方交付税削減は地方財政を悪化することになり、さらに反論を高めるものであります。

平成19年度の地方交付税仮試算では2.5%減とされておりますが、仮に特例減額によっても国から地方への出口ベースでの地方交付税総額は、仮試算以上の減額はないものと想定しております。

いずれにいたしましても年末にかけて方針が明確になるかと思っておりますので、その推移に注意し、適正な予算編成に努めてまいりたいと存じます。

次に、(3)の合併特例債を活用しての事業は確約されているかでありますが、本市が合併特例債を充当できる上限である標準全体事業費は約484億円であります。

総務省による平成19年度地方債計画(案)によると、全体では3.1%の減という中で合併特例債は前年度と同額の計画額となっておりますので、国における方針は履行されるものと認識しております。

次に、大きい2番の水田農業の諸対策の取り組みについて(1)の品目横断的経営安定対策の集落営農の設立状況と認定農業者の動向、また加入について、それからの農地基本台帳面積の通知により自己経営面積の確認をでございますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

集落営農組織の設立状況につきましては、11月末現在で市内の371集落中74集落、面

積で1,589ヘクタールが集積され、当初目標としておりました65集落1,500ヘクタールを既に達成し、来春までには目標の2倍以上の成果が達成できる見込みとなっております。

これまでは集落営農の組織化を中心に取り組みを行ってまいりましたが、今後は個別の認定農業者も含め、新たな対策への加入推進を図るため11月に加入意向調査を実施しました。

その結果、集落営農加入面積で2,451ヘクタール、個別の認定農業者で1,913ヘクタール、合わせて4,364ヘクタールとなり、本市の農地面積の40.4%をカバーすることになります。

また、認定農業者で4ヘクタール以上の基本要件を満たす方は391名で、そのうち89名が集落営農に加入の意向を示しております。

今後の推進につきましては、経営規模の確認が農地基本台帳が基本となることから、今月中に台帳面積の精査を行い、翌年の1月より加入希望者で要件の満たない方、要件を満たしているが認定農業者の申請を行わない方、さらには地域が認める個別経営の育成など加入漏れがないよう十分な対策を講じてまいります。

(2)の農地・水・環境保全向上対策の取り組みと、この事業の問題点についてであります。この対策は平成19年度から新規に導入されるもので、内容は農業者だけでなく地域住民、自治会などが幅広く参加する地域ぐるみの共同活動に対して、平成23年度までの5カ年間支援するものとなっております。

交付単価は水田10アール当たり4,400円で、負担割合は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1とする基準が国から示されておりますが、県の交付条件等の方針は近く示される予定と伺っております。

本年度は、実験事業として秋田県の16地区のうち本市では2地区が実施中で、水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充や景観形成などの活動を行っております。

来年度からの本格導入に向け、これまで活動組織の立ち上げなどに鋭意努めてきたところであり、11月末現在の要望地区は49地区、対象面積が約2,700ヘクタールとなっております。

また、中山間地域等直接支払交付金との関係については、環境保全活動などの共同活動に重複する部分が多く含まれていることから総合的に検討の上、直接支払いの対象とならない平場地域の農地を支援していく方針で、関係農家・団体へ説明しているところであります。

今後のスケジュールとしては、要望地区ごとの対象面積の確定や活動計画書の作成などを進め、3月には市と協定を結び、4月から実践活動を開始する予定となっております。

本事業は地域振興施策の一つであることから、積極的に推進し、農業・農村地域の活性化につなげていきたいものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3の米需給対策の今後の方向についてであります。

米需給対策の今後の方向につきましては、小杉良一議員のご質問にお答えしたとおりであります。農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムの移行について、JA秋田しんせいなど集荷団体と十分連絡を取り、一つ一つの問題点を段階的に解決しながらスムーズに移行できるような体制を構築してまいります。

また、19年産米の出荷数量配分に関する情報は、全国で18年産に比べ5万トン減の828万トン、秋田県では1,990トン増の49万9,280トンの100.4%になり、県から市に対しての配分情報は12月下旬ころになる見込みであります。

次に、大きい3番の医療問題についてでございますが、医師不足や偏在が深刻化した要因と課題、また、本市における実情についてお答えしますが、医師の不足については全国的な問題であり、地域医療や救急医療に深刻な影響を与えていることから、県においては医師修学資金制度等、医師確保に向けた取り組みを進めているところであります。

医師不足の背景としては、平成16年の臨床研修医制度の改正に伴い、新人医師の臨床研修が必修化されたことにより、大学病院医局の医師不足が顕著となり、これまでの地域医療機関への医師派遣が中止される状況になっていること。勤務医師が過酷な勤務体制であることに、地域医療を志す医師が少なくなったことなどが考えられております。

また、医師の充足率につきまして、県で実施している2次医療圏ごとの平成16年度調査によりますと、秋田県全体では112.2%で総体としては充足されているものの秋田周辺圏域を除くすべての圏域で標準数に達していない状況にあります。

本市の状況につきましては、2次医療圏の中核となる由利組合総合病院においても、皮膚科と眼科の常勤医師の確保が難しくなっていると聞いております。また、市全体としての小児科医師の減員により、乳幼児健診体制の見直しも余儀なくされている現状であります。

本市の高齢化率は10月末で27.2%と年々上昇しており、内科はもとより眼科や皮膚科等、高齢者の方々の受診頻度の高い専門診療科の医師確保と次代を担う大切な子供たちのすこやかな成長を支援するために産婦人科や小児科医師の安定した確保が大きな課題となっております。

また、身近に医療機関のない地域における医療の確保につきましては、秋田県へき地医療支援機構の調整のもとに、その拠点病院である由利組合総合病院から鮎川・大琴診療所へ医師派遣を受けているほか、5カ所の無医地区への巡回診療が行われております。

今後とも市民が身近な医療機関で医療の提供を受けられるよう、現在ある公的な診療所の充実と医師の確保にあわせて、より高次の医療提供体制の整備促進について、地元医師会や医療機関と連携を図りながら国・県等に強く要望してまいります。

次に、大きな4番の環境保全について、ごみ対策の1つとして、の粗大ごみの全域有料化の成果と課題について申し上げますが、粗大ごみの収集は、これまで実施していない地域や実施していても収集方法や取扱料金が異なるなど対応がまちまちでありましたが、本年度から全地域においてステッカー方式による有料化とし、料金も統一して実施しております。

11月末現在におけるステッカー販売枚数は3,097枚で、当初見込みより800枚ほど多く、216万7,900円の収入となっているところであります。

予想以上の需要がありましたことは、市民の関心も高く、特に高齢者世帯など粗大ごみの直接搬入や処理が困難な世帯にとりましては、有効な方法であると同時に適正なごみ処理がなされるものと理解しております。

しかし、一部地域においては特定箇所への集積による収集が行われたケースもあり、統一した方法で行うよう協議してまいります。

また、ステッカーの販売に際しても一部の窓口で一時的に不足したことがあり、市民に対してご不便をおかけしたとも伺っており、今後はそのようなことがないよう事務改善に努めてまいります。

さらに、ステッカーの販売方法であります。市役所窓口以外での販売や粗大ごみ回収時に直接納付するなどの方法が考えられますが、現金の取り扱いが伴うことから慎重に検討してまいりたいと存じます。

また、有料化により不法投棄も懸念されるところでありますが、制度の周知とあわせ適切な処理をされるよう、広報などにより指導、強化を図るほか、環境監視員とも連携して不法投棄の防止に努めてまいります。

次に、の減量運動の展開についてであります。ごみ処理につきましては、徹底した分別と資源化により減量化が図られ、循環型社会の形成に結びつくものと考えております。

ごみの減量化対策につきましては、現在、ごみの有料化制度導入について、市民を初め17名で構成する検討委員会を設置し協議を進めておりますが、この中でごみの減量化や資源化対策、市民のごみ問題への意識向上のための諸対策についてもあわせて検討をお願いしているところであります。

また、有料化につきましては、全国で実施した自治体の効果と動向を見ますと、排出量の減少、分別収集の促進、資源ごみの収集量増加、財政面への寄与などが挙げられ、ごみの減量化に有効な方法であるとの調査結果が出ております。

検討委員会は、平成19年度も継続して協議を行い、協議結果を踏まえた施行状況や効果などについて検証し、ごみ処理対策への提言をいただきながら、減量化のための新たな施策や現在行っております生ごみ処理機購入費補助など助成措置の見直し、マイバック運動推進一斉行動の実施、ごみの分別と適正な処理に関する広報などについてさらに検討を進め、婦人会や消費者団体などと連携し、効果的な減量化運動を行ってまいりたいと考えております。

次にの一般廃棄物処理計画と最終処分場の施設整備計画進捗状況についてお答えします。

市が管理する一般廃棄物最終処分場は7施設ありますが、このうち3施設については埋め立ての残余容量がないことから現在休止し、閉鎖する準備作業に入る予定をしております。

残る4施設も施設により使用期間が3年から10年と予想しており、新たな施設を建設するためには早急な整備計画の策定が必要となっております。

ご質問の一般廃棄物処理計画につきましては、現在進めております本荘由利ごみ処理広域化計画の基礎資料となるものであり、平成19年度において策定することを検討しております。

また、最終処分場の整備につきましては、焼却施設やリサイクル施設などあわせ、総合的なごみ処理施設整備計画が必要であると考え、平成26年度を目安としている広域化計画の中で検討をしてまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 9番佐々木慶治君、再質問ありませんか。 9番佐々木慶治君。

9番（佐々木慶治君） ご答弁ありがとうございました。

2点ほど再質問させていただきたいと思いますが、地方交付税に関してであります。特例が措置された場合でも試算にはあまり影響はないというようなご答弁でありましたが、この地方交付税というのは国税5税から地方に来るその税率というのは決まっているものだというように伺っております。所得税が32%、酒税が32%、それから法人税ですか、これ暫定的に35.8%、消費税が29.5%、たばこ税25%というように、国の税収が決まれば自動的に地方に来る交付税額も決まってくるというように伺っております。今まで国の税収が少なかったということで地方交付税が年々削減されてきた、そのために地方ではいろいろな借金をしてきたわけでありまして、地方債を借りながらその不足分を補ってきたところでありまして、そのときには国は知らない、今、国の税収がよくなってきて、この法定税率で地方交付税が来るようになれば、当然ふえてくるわけであったんですが、それが今、例外的ともいえどもその算定を使っていかないということは甚だ地方いじめではないかなと、こういうふうに思うわけですが、その点の考え方をちょっとお伺いしたいと思いますが。

それと、ごみの減量化ということでありまして、今、17名の検討委員会でごみ袋に料金転嫁するということも含めて検討をされているというような話でありました。私はごみ袋転嫁、要するにそれは財政負担を軽減するためにはたやすいことかもしれませんが、財政としては、簡単でしょう。しかし、私は住民自治ということから考えれば、住民は負担すればいいというものではないと思います。やっぱり住民が築いていく自治であって、住民とともにやっていくこと、そういうことをまず先に検討して実際に手がけてみる必要があるのではないかなというふうに思うことから、コンポストの無料貸与や補助金の対象にするというようなことを提案したところでありました。そのことに関して今市長が申されましたけれども、17年度の決算書を見ますと、確かにごみ処理機等の補助金というのがありました。当初予算では120万円が予算計上されておりましたが、途中でどういった関係からかわかりませんが減額補正されております。最終的には120万円のうちの40万8,200円というものが補助金として支出され、29台ということありますから、この点もまだ周知が徹底されていなかったのではないかなというふうにも考えるところであります。こういうものを予算計上したのであれば、もっと広く皆さんに利用してもらい、そしてそこでつくった堆肥でもってプランターの花に使ってもらいというようなこと、それから家庭菜園に向けてもらいというようなことをやっぱり考えてみるべきと思いますが、その点に関してもう一度市長の心強い考え方をお願いしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐々木慶治議員の再質問にお答えしますが、地方交付税が国でいうところのそれと外れて減額になるのではないかと、これは全国どこの市町村も大変危機感を持っています。国が信用ならないということになると、この国に住めないことになる。そういう意味でも我々は大変危機感を持っておりますので、国が地方を混乱させないように、しっかりと我々の地域間格差が起こらないようなそういうふうな地方交付税の配分をお願いしたいと再三申し上げているところであります。そういう意味でも市町村合併はやりなさい、しかも市町村合併できたら交付税が少なくなったんでは、これは我々

としては国に対して大いに物を申し上げていきたい、こういうふうに思っているところ
であります。そのためにも皆様方のお力をお借りしなければならない、こういうふうに
思います。

それから、ごみの問題であります。ごみの問題は本当に大変身近な問題として重要
でございます。昔であれば、これ古い話でありますので、本当に何もかにも昔は利用さ
れたけれども、今はともすると何もかにもその、まるっきり正反対な状況になります。
ある意味では教育ということも必要であろうし、それから行政としては今の身近な問題
として大変な問題抱えておりますので、ぜひとも住民の皆さん方と自治体と一緒になっ
てこのごみ対策に取り組んでまいりたいと、このように思っているところであります。

コンポストの問題についても、そうした対策の一つとして考えておるところでありま
すので、これからはなお一層このごみの有効利用というようなことにも目を向けながら
やっていきたいし、料金の問題についてもまた住民の皆さんとよく話を進めて検討して
まいりたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 9番佐々木慶治君、再々質問ありませんか。

9番（佐々木慶治君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、9番佐々木慶治君の一般質問を終了します。

この際、3時20分まで休憩いたします。

午後 3時09分 休 憩

午後 3時23分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。11番大関嘉一君の発言を許します。11番大関嘉一君。

【11番（大関嘉一君）登壇】

11番（大関嘉一君） せいゆう会の大関でございます。第4回定例会に当たりまして、
議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきます。

議会初日、市長の報告にもありましたように、ことしの全国の農事功績表彰で緑白綬
有功章を受章されました齋藤作圃副議長、そして農林水産祭で天皇杯を受賞されました
柴田輝夫さん夫妻、また11月には佐藤俊和議員が自治功労賞で秋田県知事表彰をいただ
いており、受賞されたご両人の同僚議員として心からお祝いを申し上げます。受賞され
た皆様の今後のますますのご活躍をご祈念申し上げたいと思います。

さて、当市も合併1年半余り、落ち着いてきたやに見えますが、今年度は介護保険の
増額見直し、医療費の個人負担見直し等、当市一市ではいかんともしがたいものもあり
ますが、合併直後でもあり、合併した途端どうしてこんなに負担がふえるのかというの
が偽らざる市民感情でございます。特に団塊世代の定年退職時期を迎え、年金生活者に
とって大幅負担増は、まさに冬の時代の到来と言わなければなりません。また、当市の
基幹産業とも言える農業も米価の不振、加えて各地商店街売り上げの減退、公共事業の
先細り感と総じて厳しい状況下にあります。日銀は、いざなぎ景気を超えた経済成長が
続いているというものの、我々体感として実感できないのが現状であり、先行きの不透
明さに市民の間には閉塞感漂う昨今であります。さらには我々の生活に密着する、し尿

処理手数料の値上げ申請は、原油高騰の要因もあろうかと思いますが、さらなる市民生活の圧迫にならないよう慎重にも慎重を期して対処するべきだと思います。行政も限られた財源の中、市民のあらゆる要望にはこたえきれないのが現状でしょうが、市民生活に必要なインフラ整備は進めなければなりません。その中、ことしは道の駅、川の駅に次いで海の駅（港オアシスほんじょう）が登録認定され、港整備の道は開けたものの今後いかに活用していくか逆に課題も突きつけられたのではないかと思います。その登録授与式で市長は、認定は千人に値する、世界から多くの観光客が訪れるよう仕掛けをしていきたいとあいさつされております。山・川・海の3点の観光拠点が整い、観光に大きな希望を託していると推測いたしており、その仕掛けが待たれるところでございます。当局の仕掛けかどうか定かではありませんが、ことし鳥海地域に大きなリンドウの花が咲きました。今後残る課題もあろうかと思いますが、とりあえずこの事業の成功は、生産者のやる気、そして行政、また、関係者のノウハウの結晶と心より賛辞を贈り、当市の活性化策の原点となるべくますますの成長を願うものであります。この事業を例とし、広い当市の持つあらゆる資源を足元から見つめ直し、地域間競争に勝つためにも民間活力を引き出すべく努力、仕掛けこそが行政の大きな役割ではないでしょうか。市民もまた行政頼み、補助金頼みを改め、地域のため、自分のため、何ができるか意識の改革が必要であろうと思います。少子高齢化に悩むよりも少子高齢化に合った行政の仕掛けが待たれるところであり、新市として市民に希望を与えるべきだと思います。以上のような観点から、通告に従い質問させていただきます。

まず1項目めは、平成19年度予算編成についてであります。

市民、各支所等より来年度も多くの予算要望があろうかと思いますが、市長はどのような基本姿勢で臨むのか。また、市政は総合発展計画に基づき推移されておりますが、来年度は国体開催県として当市も慌ただしい一年が予想されます。そのような中ではあります。第二のリンドウのごとく、市民が希望を持つような仕掛けがほしいと思うわけですが、来年度の重点施策として何を取り上げるのかお伺いいたします。

また、政府は来年度予算も厳しい財政構造改革基本方針で臨むとしておりますが、当市の予算見通しと財源確保につきまして、以上3点についてお伺いいたします。

2項目めは、消防団員の確保についてお伺いいたします。

まずは、出勤命令がかかると市民安全確保のため、昼夜分かたず出勤しなければならない団員、そして消防職員の皆様の御労苦に敬意を表するものでございます。

さて、宗教対立、民族紛争と混沌する世界情勢の中、昔は海が国を守ると言われたものでございますが、隣国とも言える北朝鮮による核開発、拉致問題は、日本海を挟み沿岸を接する本県、また、当市にとりまして安閑とはしてられない状況であることはご認識どおりでございます。また、各地に頻発する大型地震、異常気象と言われる風水害、とりわけ由利沿岸は地震の空白域として、今後、活断層による大地震が指摘されております。幸いにして当市は、近年、何十人、何百人の人命にかかわるような大きな災害もなく地域的には恵まれているわけですが、しかし、いつ起こるかわからない各種災害には物と心の備えが必要であることは、いまさら言うまでもありません。日常火災、事故等は常備消防で賄える部分が大いなのですが、大災害となると限界が生じてきます。しかし、全国一律に訓練され、全国津々浦々まで張りめぐらされた消防団は、世界に例を

見ない日本最大のボランティア組織と言われ、地域の災害時にはその威力を発揮してきたのは周知のごとくでございますが、近年その団員も都市部を中心に社会構造の変化とともに減り始め、これ以上減少傾向が続くと地域の安全確保に問題が生じるおそれがあります。分団の再編等機構改革も行われているようですが、当町内ですら平成21年には団員はいなくなり、地域としても憂慮される事態が予想されます。消防庁通達では、地方公務員も積極的な入団促進対象になっており、現に団員としてその責務を果たしている職員もおられますが、消防団の管理運営の長として市長の対応をお伺いいたします。

平成17年4月、死亡者107名、負傷者549名の大惨事となった福知山線の脱線転覆事故は鉄道事故史上まれに見る大事故となりました。しかし、この事故を知った近くのある工場が操業を一時停止し、社員総出で被災者の救出に当たった話は、大惨事の中にも隠れた美談として残されました。このような例から、普段から消防団のみならず、市民との協力体制の構築を図るべきと思います。とりわけ市内事業所、農協、郵便局等地方公共団体、また、地域に散在する各種民間団体との連携・協力体制は不可欠であり、どのように対応されているか、以上2点お伺いします。

3項目めは、耕作放棄地についてお伺いします。

農業は、古今東西、国の政策の具として、また、主たる徴税先として辛苦をなめた時代、食糧増産のかけ声の下、庇護された時代と変遷をたどってまいりました。そして昨今は、世界物流のグローバル化に伴い安価な外国産農産物に押され生産調整を余儀なくされているのが現状です。今、農家の皆さんは、時代とともに変わり行く農業政策に戸惑いながらも、ご先祖が額に汗して求めた伝来の土地で必死で生きております。私は、食糧を持たずして独立国家はあり得ないという持論です。国民の食糧を自国で賄えるのは世界で3カ国のみで、日本に至っては世界178国中129番目と、つくれるのにつくれないうで外国の農産物に依存しているのが日本の農業の現状です。しかし、当市のみならず全国的な少子高齢化のうねりとともに産業構造の変化には耐えがたく、6年前の少し古い資料になりますが、秋田県でも2,591ヘクタールの美田が耕作放棄地として確認されており、6年後の現在はまだまだふえているものと推測できますが、当市の耕作放棄地の状況をお伺いします。また、確認されているとすれば、県内でも一番広い当市といえども田畑の耕作面積は市の総面積の10分の1程度でございます。その貴重な耕作地が放棄地としてあるならば、もしそこから得られるであろう収入を考えると本当にもったいない話で、当市の資源の放棄以外の何ものでもありません。昭和30年代、日本の国総じて米の増産華やかなりしころ、大分県の山合い人口3,600人の小さな山村、大山町町長の有名なキャッチフレーズ「梅栗植えてハワイに行こう」。不利と言われた山合いの土地を逆転の発想で克服し、いまやパスポート取得率全国一と言われ、また、住民の力でマンション建設を阻止し昔ながらの素朴な景観を守りとおした湯布院町ともども、一村一品運動、地域活性化の全国モデルになったのは、つとに有名な話です。この逆転の発想で不利を克服した大山町のごとく、耕作放棄地の利活用を政策として仕掛けを見出せないか、以上2点についてお伺いいたします。

4項目めですが、教育関係についてお伺いいたします。

ことは宮様ご誕生という慶事の中、全国各地で起きている抵抗するすべも知らない我が子への幼児虐待、いじめによる小中学生の各地での相次ぐ自殺は大きな社会問題と

なりました。とりわけ本県では、2名の幼児・児童が最も信頼されなければならない、信頼している母親の手によって命を落とした痛ましい事件は記憶に新しいところでございます。家庭の教育力の低下が叫ばれて久しく、加害者が自分の子と同年代ということもあり、責任の一端を感じるものであります。また、遊び盛りの一番楽しい時期である小中学生がいじめを苦に幼いとうとい命をみずから絶つという事件は、本人の苦しみ、そして自殺という予期しない事態に手塩にかけて育ててきた最愛の子供を失った親の思いははかり知れない、底知れない深い悲しみと察しに余りあるものがあります。いじめにおける事件も私は専門家でございますので論評などおこがましいことは言う立場ではありませんが、庶民感情としていじめに加担した教師など言語道断、果たして教師としての適格性に問題はないのか、また、新聞・テレビ等で見る限り、事件の対応に当たった教育委員会の閉鎖的な対応には疑問を呈するばかりです。文部科学省も矢継ぎ早に対応策を出しておりますが、事後处理的色彩が濃く、その前に学校・家庭・地域がしなければならぬことがたくさんあると思うわけですが、いじめにおける市内小・中・高校の現状と教育委員会ではどのような対応を取られているのかお伺いいたします。

また、先ごろ全国的に高校の履修漏れ問題が発生しておりますが、当市の高校生の状況について、あわせてお伺いをいたします。

以上で質問を終わりますが、重複する質問につきましては割愛されても結構でございます。明快な答弁をお願いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 大関議員のご質問にお答えします。

初めに、平成19年度予算について（1）の予算編成に臨む基本姿勢であります。本年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、歳出・歳入一体改革による財政健全化を初め、地方単独事業は現行水準以下に抑制され、国庫補助負担金の廃止・縮小、基礎的財政収支の黒字化の実現など、今後5年間の新たな改革に向けた行革推進を求めています。

本市の財政状況は、合併を契機とする地域整備のための普通建設事業に充てた市債の償還、扶助費などの義務的経費が増大するなど財政の硬直化が進んでおります。

また、これまで財源不足を補ってきた基金も、今後は合併時に旧市・町が持ち寄りした基金をも取り崩しせざるを得ない状況にあります。

こうした中で平成19年度一般会計予算編成は、将来を見据えた健全な財政基盤の構築のためにも厳しい内容にならざるを得ないと思っております。

基本方針としては、現下の財政状況を踏まえ、コスト意識を持って費用対効果を十分に検討し、事業の徹底した峻別を行い、限られた財源の重点的、効率的な配分に努めたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、（2）の明年度の重点施策として何を取り上げるかでございますが、現在、平成19年度の予算編成作業に着手しているところであり、具体的な施策について申し上げることができませんのでご了承いただきたいと思います。

平成19年度においては、ケーブルテレビ施設整備及び担い手集団並びに集落営農組織支援による農業振興策や少子化対策における子育て支援事業を継続していくほか、矢島

中高連携校の建設を初めとする教育施設など社会資本整備の充実を図り、市民がより安心して暮らせる地域社会づくりの構築に向けた諸施策をベースに諸事業の展開に取り組んでまいりたいと考えています。

また、来年は秋田わか杉国体の開催が予定され、11種目14競技にかかわる役員、選手団など1万人の関係者が本市を訪れることが予想されるほか、日沿道の本荘 岩城間及び仁賀保本荘道路の開通も予定されており、こうしたチャンスを最大限に生かしながら本市の特性・魅力の発信に意を用い、予算編成に臨みたいと考えております。

(3)の予算の見通しと財源の確保についてであります。8月に総務省が示した平成19年度地方財政収支仮試算では、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税や地方交付税などの一般財源総額を確保するとされております。

しかし、人口規模や面積による行政コスト差を反映した新型交付税の導入が来年度に予定されており、それが本市にどのような影響を及ぼすかは不透明であります。国が示した基準による1回目の新型交付税の試算では1億2,000万円相当が減額となる結果が出ているところであります。

また、これまで進めてきた三位一体改革などの影響により、市税等を合わせた主要一般財源収入も前年度を下回る見通しとなるなど、財政状況を取り巻く環境は依然として厳しくなるものと認識いたしております。

このような財政状況下で事業への効率的な財源配分のためには、自主財源の確保に最大限の努力を払うとともに国・県支出金獲得並びに有利な市債の活用にも努めるものであります。

平成19年度当初予算規模は、現在、予算編成事務の最中であり、具体的な数値を示すことはできませんが、前年度の当初予算額を下回る規模になるものと見込んでいます。

次、大きい2番の消防団員の確保についてであります。

(1)の地方公務員も入団促進対象となっているが、市としての対応はありますが、このことについて市職員の消防団員の加入促進を勧めております。また、災害時や消防訓練大会、出初式等の消防団行事ではサービスを免除するなど活動しやすい環境づくりに努めているところであります。

また、日本郵政公社やJ A秋田しんせい等に対しても、さらに団員加入促進の協力についてお願いをしております。

しかしながら、入団についてはあくまでも本人の意思であり、また、地域に根ざした団体でありますので、市が半ば強制的に入団を促すことではなく、今後も活動しやすい職場環境づくりを進めることで入団者がふえるよう努力してまいりたいと考えています。

次に、(2)の地方公共団体、市内事業所等との協力体制についてであります。消防訓練大会やその練習等において、団長及び市長名で企業への協力や参加団員への配慮等について要請を行っているところであります。

また、多数の団員が在籍している事業所等について、秋田県消防大会において表彰するなど消防団活動に対する理解・協力を得られるよう努めているところであります。

今後とも消防・防災関係機関と連携をとりながら、消防団活動への理解が得られるよう事業所等への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、大きい3番の耕作放棄地について(1)の状況の把握、(2)は放棄地の利活

用方法を政策的判断で見出すことができないかについてのお尋ねは、関連がございますので一括してお答えいたします。

昨年10月に公表された2005年農林業センサス概要によりますと、全国の耕作放棄地は38万4,000ヘクタールで、耕地面積に占める割合は10.1%となっています。

2000年農林業センサスと比較しますと、この5年間で実に2倍の耕作放棄地が生じたこととなります。

東北地方は比較的少なく6.4%、秋田県は3.5%、本市ではさらに少なく2.9%となっています。

耕作放棄地が増加する主な要因は、高齢化・労働力不足、中山間地など土地の条件が悪いことが最も大きな要因であります。

今後は、耕畜連携による耕作放棄地の放牧地利用を推進するとともに、これまでの中山間地域等直接支払事業や来年度から始まる農地・水・環境保全向上対策を活用し、耕作放棄地の防止に努めてまいります。

次の4番の教育関係については、教育長からお答えいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 大関議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

初めに、4の教育関係について（1）いじめについて 市内小・中・高校の現状はと、の教育委員会の対応についてでございますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、いじめの実態についてでございますが、集団による無視や言葉によるからかいなどの事例が小中学校においては報告されております。

件数としては、平成17年度調査においては小学校で2件、中学校で1件の合計3件でありました。今年度におけるいじめについては、4月から10月末までで小学校10件、中学校19件、合計で29件の報告がありました。市内の各高校については、いじめの報告がないと県教育庁高校教育課から伺っております。

教育委員会の対応につきましては、まず、国や県からのいじめ防止等の周知徹底を図るとともに、いじめに関するさまざまな情報を学校に提供したり、スクールカウンセラーや心の相談員・生徒指導推進員等を配置したりして、いじめ防止のため、家庭や地域とより連携を深める学校体制の整備を図っております。

また、先般、由利本荘市いじめ・不登校等問題連絡会議を立ち上げるとともに、市内4ブロックで開催されている教育懇談会でも関係機関との連携を密にしながら諸問題について協議し、適切な指導・援助を推進しているところでございます。

今後もしじめ・不登校対策を学校教育の重点課題とし、児童生徒が仲よく安心して生活を送ることができる学校づくりに努めてまいります。

次に、（2）市内高校生の履修漏れについて、問題の発生はないかにお答えいたします。

市内の高校でかなり以前に履修漏れがあると報道されましたが、県教育庁高校教育課に伺ったところ、市内にある5校については、現在、履修漏れはないとのことでありま

した。

また先日、5つの高校と市内中学校との連携事業である中高学習指導研究協議会が本荘高校と本荘北中を会場に行われた際にも、履修漏れの実態がないことを確認しており、各高校とも生徒一人一人の進路実現に向けたきめ細かな指導のもと、安心して勉学に励んでいる姿を見てきたところでございます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 11番大関嘉一君、再質問ありませんか。11番大関嘉一君。

11番（大関嘉一君） 2点ほど再質問させていただきます。

まず、耕作放棄地でございますけれども、本市ではたしか2.1%というお答えだったと思いますが、これは何ヘクタールぐらいになるのか、まずこれが1点でございます。

それから、条件が悪いところが残っている、これはごく自然なことでございますが、残っているのではなくて、これから使える場所がこれだけあるというように発想を転換できないかどうか、そこら辺をひとつ耕作放棄地についてお伺いいたしたいと思います。

それから、教育関係についてでございますが、小杉議員の質問とダブリましてご丁寧なご答弁いただきましてありがとうございます。

心の問題でございまして、大変これ難しい問題だわけですけれども、小杉さんも先ほど持論をとうとうと述べられておりましたけれども、私は基本的にこのいじめの問題、私は家庭の問題だと、それが自分の持論として持っております。これから早期発見、その対応に努めるということでございましたけれども、オーストラリアのある小学校では、いじめは最初からあるんだと。日本の学校のように、なければよい、ないだろうという発想ではなくて、最初からあるだろうというそういう考え方で子供たちを見ているので、大変その対応が早いというような情報も伺っておりますが、そこら辺の教育長の考え方はいかがでしょうか。

この2点についてお伺いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 大関議員の再質問にお答えしますが、耕作放棄地は2.9%、それから面積については248ヘクタール、これは2005年の数字で248ヘクタールであります。

それから、この耕作放棄地、何かに利用できないか、私たちも本当、祖先が苦勞して築いた田であり畑であり、それを荒地にするのは見るに忍びない、特に地域の方々からすれば高齢化社会が進む中にそうした思いがひしひしと伝わってくるし、それでどのようにするのか今、畜産放牧、そうしたことも言われておりますので、そのことについてこれからJA、あるいは畜産農家、あるいは所有者等とも連携を図りながら考えてまいりたい、このように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 大関議員の再質問にお答えいたしますが、実際いじめが行われている場がやはりどうしても学校という場になるものですから、やはりさまざまな子供には心の問題、悩み、そうしたものを総合的に抱え、家庭の中でも成長期に悶々とし、そしてまたそれを学校でもという子供さん方がやっぱり多くおられるのではないかなと思います。そういう中でのいじめという現象になりますので、やはりどうしても私ども

学校という場で何とかしたいものだというのが強過ぎるのかなと今反省もしているところでございますが、いろいろこれからも家庭と地域、そして学校、三者でいろいろなことを検討しながら解決に向かえればと、こう思っております。

それから、やはり学校の教員全体が、やっぱりいじめはあるものだという認識のところ、そこの出発点どうなっているのかということなんですが、非常にやはりご指摘のとおり、その学校社会は従来、例えばいじめはないところだとか、あるいは困ったこと、やっぱり学校は非常にすぐれていいところだと、何も問題はないところだというような認識がずっとあったと思います。そして教職員もまた、いじめへの対応力、それから暴力的なものへの対応の仕方だとか、そういうものを深く研修、研究しながら先生になったわけではございませんので、やはりそういうところが全体的な教員養成という中でも対応が不十分だったきらいはあったのかなと、このように考えております。そういう点、これから教員養成の課題への提言など、やはり現場を扱う我々からさまざまのところへ提言していければいいのかなと、このように思い、今のご提言をありがたく思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 11番大関嘉一君、再々質問ありませんか。

11番（大関嘉一君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日は引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4時05分 散 会